

行政常任委員会

令和 6 年 2 月 1 4 日（水）

午前 9 時 5 8 分開 会

○南委員長 おはようございます。それでは、ただいまより、行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、病気のため村田幸隆委員でございます。

本日の議題は、1月17日と1月19日に既に委員会で説明をいただいております①第6期紀北障がい者福祉計画や②尾鷲市高齢者保健福祉計画、③第3次尾鷲市健康増進計画・第2期尾鷲市自殺対策計画、④として尾鷲総合病院強化プラン（案）についてと、それと、その他のほうで夢古道おわせからの報告と説明がありますので、よろしくお願いをいたします。

前回の委員会でパブリックコメントを、1月19日から2月1日までにパブコメをいただいた、主にそのパブコメの意見と変更内容が主な説明でございます。全て最終案になります。ただし、1本だけは最終案じゃないのは紀北地域障がい者福祉計画やった、最終案じゃないのは。

（「全て最終案です」と呼ぶ者あり）

○南委員長 今日説明するのが全て最終案ということでございますので、御了承をお願いいたします。

なお、市長につきましては、尾鷲総合病院の改革プランから出席要請をしておりますので、御理解をお願いいたします。

それでは、本日の議題に基づいて福祉保健課長より説明を求めます。

○山口福祉保健課長 おはようございます。福祉保健課です。よろしくお願い申し上げます。

今回御説明させていただくのは、先月17日と19日に当委員会において中間案として御説明いたしました第6期紀北地域障がい者福祉計画及び第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画と尾鷲市高齢者保健福祉計画及び第3次尾鷲市健康増進計画・第2次尾鷲市自殺対策計画の最終案として当委員会でいただいた御意見等を踏まえた変更点、また、今月1日まで実施しておりましたパブリックコメントの結果について御報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、説明につきましては、委員会資料はお配りしております紙ベースを御覧いただき、各計画の最終案についてはタブレット端末へ通知いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づき各担当係長より御説明させていただきます。

○林福祉保健課係長 第6期紀北地域障がい者福祉計画最終案及び第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画最終案について御説明いたします。

去る1月17日の行政常任委員会において、計画の中間案について説明させていただき、その後に1月19日から2月1日までパブリックコメントを実施いたしました。

まず、第6期紀北地域障がい者福祉計画の最終案の中間案からの変更点について御説明いたします。

まず、お手元の印刷した行政常任委員会資料、資料1の1ページを御覧ください。

この5項目が中間案からの変更点となります。

1番目について説明します。

第6期紀北地域障がい者福祉計画最終案、11ページを御覧ください。通知します。

中間案を説明させていただいた行政常任委員会において、①支援が必要な子供の状況の推移の表において、県立特別支援学校について、小学部から高等部までの内訳の表について御意見をいただきましたので、そのように内訳を作成し、これに対応するため高校の項目を新たに記載いたしました。

内訳作成の際、提供いただいていた総数の資料と内訳の資料が異なっていることが判明いたしましたので、令和3年度の県立特別支援学校の総数を26から25へ訂正いたしました。

次に、2番目です。35ページを御覧ください。通知します。

障がい児等の放課後への対策についても記載が必要でありましたので、(3)障がい児支援の充実、施策の方向の2番目に、「放課後活動については、障がいのある児童・生徒を受け入れられる体制の整備に努め、支援員等の確保や専門性の向上に努めます」を追記いたしました。

次に、3番目です。57ページを御覧ください。通知します。

本計画の検討を行っていただいた紀北地域協議会設置要綱を追記いたしました。

次に、4番目です。59ページを御覧ください。

紀北地域協議会委員名簿を追記いたしました。

次に、５番目です。６０ページを御覧ください。

中間案を御説明させていただいた行政常任委員会において、紀北圏域で利用可能な障がい福祉サービス事業所一覧を記載したほうがよいのではないかと御意見をいただきましたので、事業所の一覧を追記いたしました。

第６期紀北地域障がい者福祉計画中間案から最終案への変更点については以上となります。

続きまして、第７期尾鷲市障がい福祉計画・第３期尾鷲市障がい児福祉計画（最終案）の中間案からの変更点について御説明いたします。

お手元の行政常任委員会資料、資料２の２ページを御覧ください。

この５項目が中間案からの変更点となります。

１点目について説明します。

第７期尾鷲市障がい福祉計画・第３期尾鷲市障がい者福祉計画（最終案）の１０ページを御覧ください。通知します。

第６期紀北地域障がい者計画と同様に、（１）支援が必要な子供の状況の推移の表において、県立特別支援学校について小学部から高等部までの内訳を表示し、高校の項目を記載いたしました。

内訳作成の際に提供いただいていた総数の資料と内訳の資料が異なっていることが判明しましたので、令和３年度の県立特別支援学校の総数を１２から１１へ訂正し、令和４年度の県立特別支援学校の総数を１６から１５へ訂正いたしました。

次に、２番目です。４０ページを御覧ください。通知します。

令和７年度より紀北圏域内に新たに児童発達支援事業所の開所が見込まれますので、児童発達支援、放課後デイサービス及び障がい児相談支援の利用見込み量を反映したものといたしました。

次に、３番目です。４９ページを御覧ください。通知します。

第６期紀北地域障がい者計画と同様に、紀北地域協議会設置要綱を追記いたしました。

次に、４番目です。５１ページを御覧ください。

紀北地域協議会委員名簿を追記いたしました。

次に、５番目です。５２ページを御覧ください。

第６期紀北地域障がい者計画と同様に、紀北圏域で利用可能な障がい福祉サービス事業所一覧を記載させていただきました。

第７期尾鷲市障がい福祉計画・第３期尾鷲市障がい児福祉計画最終案の中間案か

らの変更点については以上となります。

次に、パブリックコメント期間中に寄せられた第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画への意見につきまして御説明いたします。

お手元の行政常任委員会資料、資料2の3ページを御覧ください。

一つ目は、地域生活支援拠点について御意見をいただきました。

地域生活支援拠点とは、在宅で過ごす障がい者の方の親族の介護者に病気等の緊急な事態が起きたときに、一時的に生活を行ったり、親亡き後も引き続き在宅で暮らせるように独り暮らしを経験させるなどの機能を有する拠点です。

御意見の趣旨としましては、地域生活支援拠点については、コーディネーターの育成にとどまらず、早期の整備が必要ではないかとの意見が寄せられました。

本市の考え方としましては、面的整備に向けて引き続き取り組んでおりますが、障がい種別ごとで見た場合に、身体障がいと精神障がいの事業所が不足していますので、隣り合った圏域の協力を求めながら、引き続き整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

こちらの意見対応区分はBとしまして、意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきます。

二つ目は、就労支援事業所が定員の上限に近づいてきているとのことであり、確保に向けた取組が必要ではないかとの意見が寄せられました。

本市の考え方としましては、紀北地域では、就労支援B型事業所のみとなっておりますが、以前よりは就労支援B型事業所も増えている状況です。利用者の一般就労につながらず、定員の上限に近い状態での運営が続いていることから、ハローワーク等との関係機関とも連携を図り、地域に必要な雇用ニーズを掘り起こし、障がい者の方と企業を結びつける作業に取り組んでまいりたいと考えております。

こちらの意見の対応区分はBとしまして、意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきます。

第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画最終案の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

じゃ、1本ずつ行ったほうがいいかな、課長。

○山口福祉保健課長 そうですね、それでよろしいと思います。

○南委員長 以上で、ただいまの説明で御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 なかったら、また後ほどでも結構でございますので、また、質疑の中で言っていただければと思います。

それでは、次へ入りたいと思います。

次は、尾鷲市高齢者保健福祉計画ですか。

○小川福祉保健課長補佐兼係長 それでは、令和６年度から８年度の尾鷲市高齢者保健福祉計画最終案につきまして、中間案からの変更点及びパブリックコメントの結果について、資料に基づき説明いたします。

まず、中間案からの変更点についてです。

お手元の資料３の４ページのナンバー１を御覧ください。また同時に、最終案の７１ページも御覧ください。通知します。

まず、変更点の１点目としまして、第５章の７、安全・安心な生活環境の確保の（１）災害時における避難誘導体制の確立の現状と課題の本文中、東日本大震災、熊本地震の後に、本年１月１日に発生しました能登半島地震の文言を追記いたしました。最終案では、７１ページの現状と課題の本文中、最初の行になります。

続きまして、お手元の資料３の４ページにお戻りいただき、ナンバー２を御覧ください。また同時に、最終案の７７ページも御覧ください。通知します。

変更点の２点目としましては、第７章、介護保険事業の推進について、紀北広域連合が策定している第９期介護保険事業計画より内容を抜粋し掲載いたしました。最終案では、７７ページから９３ページとなります。

続きまして、お手元の資料３の４ページにお戻りいただき、ナンバー３を御覧ください。また同時に、最終案の１０４ページも御覧ください。通知します。

変更点の３点目としましては、資料編について、１．計画策定について、（１）尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱、（２）尾鷲市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿を掲載いたしました。

続きまして、お手元資料３の４ページにお戻りください。ナンバー４を御覧ください。また同時に、最終案の１１０ページも御覧ください。通知します。

変更点の４点目としましては、資料編について、３．事業所一覧（紀北広域管内）を掲載いたしました。

最終案では、１１０ページから１１５ページとなります。

以上が中間案からの変更点の説明となります。

続きまして、パブリックコメントの結果について説明させていただきます。

お手元の資料の３の５ページを御覧ください。

本計画の中間案につきましては、１月１９日から２月１日までの間、パブリックコメントを実施し、その結果、２名の方から７件の御意見をいただきました。

それでは、意見の概要とそれに対する市の考え方、対応を説明させていただきます。

資料５ページの番号１を御覧ください。１番目の意見概要です。

計画の基本理念と須賀利町の現状が大きく異なっていること、また、災害時には避難も困難、道路が断絶し、救助も入って来られない、食料などの備蓄の必要性や家屋の倒壊による圧死を懸念する内容となっております。

この御意見に対しましては、基本理念は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、様々な高齢者施策を展開していく上での目指すべき姿であり、この基本理念の実現に向けた安全安心な生活環境の確保の施策として、災害時の避難誘導体制の確立や防災意識の啓発など、地域防災計画などと連携を図りながら進めていきますと述べさせていただきました。

また、こちらの御意見につきましては、Ｂ、意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきます。

続きまして、資料５ページ下の番号２を御覧ください。２番目の意見概要です。

地域の中での気づきが家族や介護保険の利用につながらず、認知症が急に進行してしまったケースもあることから、民生委員の戸別訪問回数を増やしたり、まちな人と話す必要があるという内容です。

この御意見に対しましては、本市では、介護保険サービスのほかに配食サービスや緊急通報装置の設置等の高齢者の見守りに関する事業を実施しており、それらを推進することが地域の見守り力の強化につながると考えています。

日常生活での挨拶や会話の中から相手の異変に気づくことは立派な見守り活動であり、地域が一体となって見守り活動を推進することで、民生委員やケアマネジャーの負担軽減にもつながり、それとともに地域包括支援センターや介護事業者と連携し、地域における相談体制の強化を進めていきますと述べさせていただきました。

また、この御意見につきましては、Ａ、今後の施策、事業実施に当たって検討または参考とするものとさせていただきます。

続きまして、資料６ページの番号３を御覧ください。３番目の意見概要についてです。

市や職員は、現状把握や計画づくりだけではなく、特に市街地から離れたまちな

どに対しては積極的に出向き、住民から直接意見を聞き、問題解決に力を入れてほしいという内容です。

この御意見に対しましては、尾鷲市高齢者保健福祉計画は本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき方向性を明示した非常に重要なもので、本計画の基本理念の実現に向け各施策を進めていきます。

また、特に生活支援の仕組みづくりや通いの場づくりなどについては、地域ごとの課題や社会資源を把握しながら施策を進めていく必要があることから、地域との対話が大変重要となるため、そういった機会をより多く設けていきたいと考えておりますと述べさせていただきました。

また、この御意見につきましては、A、今後の施策、事業実施に当たって検討または参考とするものとさせていただきます。

次に、資料6ページの一番下、番号4を御覧ください。4番目の意見概要についてです。

「認知症カフェ」や「チームオレンジ」について、もう少し分かりやすく説明してほしいという内容です。

この御意見に対しましては、本市では、認知症の方やその御家族、介護関係者、地域住民など、誰もが集える交流の場である認知症カフェを通じて参加者の認知症への理解を深めることにより、見守りや声かけ、ネットワークづくりなど、認知症の方が住み慣れた地域で温かく受け入れられ、いつまでも暮らしやすい体制づくりを進めます。

また、認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターを養成する講座を大人から子供まで幅広く実施し、さらに、ステップアップ講座を受講したサポーターの方々と認知症の人やその家族の交流の場となるチームオレンジを設置し、見守りや話し相手、困り事のお手伝い等の継続的な支援体制を整備しますと述べさせていただきました。

また、この御意見につきましては、Bの意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきます。

次に、7ページの番号5を御覧ください。5番目の意見概要についてです。

家の耐震化については、高額な費用がかかり、年金生活者で家を継ぐ子供がいない高齢者には難しいとの内容です。

この御意見に対しましては、本市では、木造住宅の耐震に係る耐震診断、補強設計及び補強工事に対する支援を行っておりますので、可能な範囲でこれら支援策の

活用を御検討願いますと述べさせていただきました。

また、この御意見につきましては、Bの意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきます。

次に、資料7ページの一番下、番号6を御覧ください。6番目の意見概要についてです。

おじが亡くなった後、おじの成年後見人である弁護士が葬式代や遺産の処理について一切関与してくれなかった。そのことを事前に聞いていれば、おじが活着している間に手だてができたかもしれないとの内容です。

この御意見に対しましては、成年後見制度は、認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方について、御本人の権利を守る援助者を選ぶことで財産などを保護し、いろいろな契約や手続を支援する制度ですが、御本人が亡くなると、後見が終了し、御本人を代理することはできなくなるので、御本人が亡くなられた後の支援等につきましては、本制度の利用を検討する際に併せて御相談いただきたいこと、本市としましては、本制度を正しく理解していただけるよう、より一層の制度内容の周知に努めていきますと述べさせていただきました。

また、この御意見につきましては、Bの意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきます。

次に、資料8ページの番号7を御覧ください。7番目の意見概要についてですが、4点ございますので、一つずつ説明させていただきます。

まず、1点目は、ボランティア活動に関する御意見で、須賀利町では、ほとんどの人は自分の生活で精いっぱい、ボランティア活動はできないと思うとの内容です。

この御意見に対しましては、高齢者の暮らしを支える地域の担い手不足が深刻になっているため、元気な高齢者の方が支援者側として活躍できる仕組みの充実を図る必要があります。また、見守りや声かけなどの地域での日常生活における何げない行動も地域での助け合い活動であり、立派なボランティア活動の一つと理解しておりますと述べさせていただきました。

次に、2点目は、移動手段に関する御意見で、医療機関への通院には費用がかかる。バスを利用する際にも、乗降時の転倒やバス停から医療機関への移動も大変との内容です。

こちらの御意見に対しましては、通院の移動手段につきましては、公共交通であるバスやタクシー、民間事業者の福祉タクシー、市のふれあいバスなどの選択肢の

中から身体面や金銭面等、一人一人の状況に応じた輸送形態を選択いただきますようお願いいたします。また、ふれあいバスにつきましては、アンケート調査において、地域や利用者のニーズや課題を把握した上で改善を行っており、乗降時の補助用ステップも導入されておりますと述べさせていただきました。

次に、3点目は、介護保険制度の改正に関する御意見で、今後国が予定している介護保険サービスの利用者負担などの介護保険制度の改正については、市から国に対して反対の意見を上げてほしいという内容です。

この御意見に対しましては、今後の介護財源を維持するため、2024年の改正に向け、利用者2割負担の対象者拡大等についての議論が進められておりましたが、この結論は先送りされました。介護保険制度自体の存続という観点から、引き続き議論される必要性について御理解いただきますようお願いいたしますと述べさせていただきました。

次に、資料9ページを御覧ください。

4点目は、訪問介護サービスなどの要望や住み慣れたまちでの見取りの要望、ヘルパーなどの介護人材不足に対する国への要望についての御意見となっております。

この御意見に対しましては、現在全国的にヘルパーを含めた介護人材不足が問題化しております。このような状況を踏まえ、令和6年度より介護職の賃上げが見込まれていますが、それに加え、保険者である紀北広域連合と連携の上、本地域における必要な介護人材の育成・確保を進めていくことが必要であると考えておりますと述べさせていただきました。

また、7件目の御意見につきましては、Bの意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきます。

以上がパブリックコメントの結果についての説明となります。

また、1月の行政常任委員会でいただいた御意見やパブリックコメントでいただいた御意見を十分踏まえ、関係各課や関係機関等と連携しながら各施策や事業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○南委員長 ありがとうございます。引き続いてお願いします、次も。まとめてもらいますので、質疑のほうは。

○山本福祉保健課主幹兼係長 第3次尾鷲市健康増進計画及び第2次尾鷲市自殺対策計画最終案について御説明いたします。

去る1月19日の行政常任委員会において本計画の中間案について説明させてい

ただき、その後に1月19日から2月1日までパブリックコメントを実施いたしました。

まず、中間案からの変更点について御説明いたします。

それでは、行政常任委員会資料の10ページ、資料4を御覧ください。ナンバー1の計画の該当ページは5ページになります。通知いたします。

第1章の3、計画の位置づけの図中において、健康増進法と自殺対策基本法を追記しています。

また、関連計画との施策連携の囲みの中で記載していた介護保険事業計画については、高齢者保健福祉計画に内容が含まれていることから、記載を削除した上で、その他の関連分野の諸計画に含まれるものとし、健康増進や自殺対策などで関連する障がい福祉計画を追記しています。

次に、ナンバー2についてですが、計画の該当ページは78ページから96ページになります。通知いたします。

資料編、1、計画策定について、(1)委員会設置要綱、(2)策定委員、(3)策定経緯。

2、健康増進計画に関する資料、(1)健康増進法、第1章、第2章、第6章の抜粋、(2)健康日本21(第三次)概念図。

3、自殺対策計画に関する資料、(1)自殺対策基本法、(2)自殺総合対策大綱の概要。

5、こころの相談窓口(各種相談窓口等)を追記いたしました。

続きまして、パブリックコメント期間中に寄せられた第3次尾鷲市健康増進計画及び第2次尾鷲市自殺対策計画への御意見につきまして御説明いたします。

行政常任委員会資料の11ページを御覧ください。

2名の方から2件の御意見をいただきました。

まず、番号1についてですが、該当ページは53ページになります。通知いたします。

意見の概要としては、昔、福祉保健センターの健康イベントに参加したことがあります。健康測定や健康のことを教えてもらえることは大変よいことと思います。今後開催する予定はあるのでしょうかという御意見をいただきました。

市の考え方・対応としては、第3章の1.がん・生活習慣病対策、2.メンタルヘルス対策の具体的な取組である健康教室(ミニHappy Day)として開催いたします。

御意見を踏まえ、関係団体、関係機関と連携を図りながら本計画を推進していきますとさせていただきました。

次に、ナンバー２についてです。こちらは自殺対策計画全般についての御意見となっています。

尾鷲市は、市民の命を大切に守っていく対策を推進されていくことがよく分かりました。市職員の方々も、市役所の窓口において、しっかりと対応できるよう願いますという御意見をいただきました。

市としましても、支援の必要な方の早期発見、そして、当事者に寄り添った支援・対応ができるよう、職員の資質向上に努めてまいりたいと思います。

以上、２件の御意見につきましては、意見への対応結果をＢとし、意見に対する市の考え方を説明し、御理解をいただくものとさせていただきました。

第３次尾鷲市健康増進計画及び第２次尾鷲市自殺対策計画最終案の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

ただいまの福祉のほうから４本の計画の最終案の説明があり、併せてパブリックコメントもいただきました。

皆さん御存じのとおり、尾鷲市高齢者保健福祉計画と第７期尾鷲市障がい福祉計画及び第３期尾鷲市障がい児童福祉計画につきましては、基本条例に基づいた議決案件でございますので、３月の定例会のほうへ上程をする予定となっております。

そういった意味で、以上、四つについての質疑を行いたいと思います。

○濱中委員 災害対応についてなんですけれども、これは広域でも同じことを言わせてもらっておるんですけど、ここでも念のためお願いしておきたいと思うのが、災害対応をある程度書き表されておるんですけども、近隣で救助というか支援をお願いできんような大規模な災害が起きたときに、災害が起きていない広域の範囲の協定を結んでおく必要があるのかなという気がするんですね。

特に居住型の施設を持っている高齢者にしても、障がい者にしても、そういったところがこの地域で居住型が求められないときに、近いところでは同じような災害に遭っている可能性があるのも、いわゆる県外であるとかそういった災害が起きたとしても、かなり離れて影響の出ていない地域とかそういったところと役所が中心になってやるのか、役所のほうからアドバイスしながらそれぞれの施設の管理者がやるのかというあたりがあると思うので、市の方向性としてこういった考え方をし、これからそれを結んでいきますということを利用者、特に、当事者とか利用者た

ちがこういう協定が結ばれていて安心なんやということが理解できるような形で動いていただけるような、そういった形をどう考えるのかなというのを一応聞かせておいてほしいなと思います。

○山口福祉保健課長　今回、能登半島地震でもそういった他県へ介護保険所を利用されている方が入ったというようなケースがあったかと思うんですけども、介護保険の保険者で広域連合と、うちは防災危機管理課がございますので、そこと今後協議して行って、当然言われるように、市内だけでは当然賄えない部分が多いと思いますので、そういったことも議論を始めていきたいと思っています。

○濱中委員　こういった計画の協議会、審議委員の方々とは、計画の変更以外でも会合を持たれますよね。そういったときに、いろんな皆さんどういったふうに希望されるのかとかという意見聴取をしながら、そういった避難が必要、援助が必要などの周知をふだんからしておいていただきたいなと思うので、その辺りの介護の頻度って年に1回ぐらいですか、どうですか。

○山口福祉保健課長　今回この計画に当たっては、策定委員会ということで、策定のための委員会として立ち上げたものなので、このような形での今後の議論というのは、なかなか場としては難しいんですけども、メンバーとしましては、民生委員の会長であったり、老人クラブの会長であったり、常に我々高齢者福祉係が関与するような団体さんとの中での代表の方がこの策定委員になっていますので、そこでいろんな形でこういった計画、当然進捗管理等もやっていく中で、今後どうしていくかという議論はかなり多くあると思いますので、そこでの御意見等を踏まえながら、この計画は推進していきたいと思っています。

○濱中委員　最近、障がい者のほうのグループホームも増えつつあるような話も聞きますので、障がい者のほうは特に年齢幅広くあると思いますので、そちらも意識した形でお願いしておきたいと思っています。

○山口福祉保健課長　障がい者に係る部分は、紀北地域協議会という常に議論している協議会での策定委員会を兼ねたような形でやっていますので、そこについてはいろんな事業所さんも集まって、行政も入っての議論ですので、そこら辺も含めて、防災に対する考え方というのもまたいろいろ協議していきたいと思っています。

○小川委員　パブリックコメントのところの回答なんですけど、6ページ、これ住民の方も言われていますけど、現状把握や計画づくりばかりではなく、どのようにそれを実現するかに力を注いでほしいとなっておりますけど、ぱっと思ったのは、これ一発で解決するんじゃないかなと思ったんですけど、担当は市民サービス課で

すけど、集落支援員って住民の集落の問題点とか話し合いしたり、見守りであるとか代筆、そういうのもできると思うんですけど、その配置をもし須賀利のほうでそういう方がいなかったら、市の職員のOBとかそういう人に入ってもらうこともできますよね。それで、配置すれば、これ一発で解決するんじゃないかと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

○山口福祉保健課長 須賀利に限らず輪内地区も含めて、いろんな地区へ社協さんと私たち市職員が入って地域の声というのは拾う機会があります。

委員の言われるように、集落支援員についてもその手段の一つだと思いますので、そこは区長等とも、市民サービス課も含めて、必要性があれば、そこをまた協議して進めていきたいと思います。

○小川委員 こういった問題があるから、国が集落支援員制度というのをつくったんですよね。これ利用するべきだと思うんですけど、市民サービス課と話し合いして、入れたらどうですか。

○山口福祉保健課長 集落支援員については、先ほども言ったように管轄が市民サービス課でありますので、またそこはこのような活用ができないかというところも含めて、当然国の考え方も必要だと思いますので、また検討したいと思います。

○小川委員 いやいや、できるか検討するんじゃなくて、そういった人のために集落支援制度というのはできたものですから、検討するんじゃなくて、できるんです。やってください。

○山口福祉保健課長 福祉の立場として地域に入って声を聞くということは非常に大事なことだと思っていますので、そこはまた庁内で話し合いたいと思います。必要性については十分理解しておりますので、また話したいと思います。

○南委員長 ぜひともお願いいたします。
他にございませんか。

○中村委員 前回ちょっと指摘し忘れてあれなんですけれども、書いてもらえへんかったんですけど、同じ防災なんですけれども、第6期障がい者福祉の43ページに……。

○南委員長 障がい者福祉ね。

○中村委員 いやいや、別に、障がいとか高齢、弱者に対する「個別支援プラン」というのは、これ、文字、入っているんですけれども、今、個別避難計画が今度から要るようになってくるんですよね。

個別避難計画というのは、本人が書くということに今なっているらしいんですけ

ど、要するに弱者、できていない人たちに自分で個別の避難計画を書けと言っても、それはもう絶対無理な話やから、それについてもちゃんと防災危機管理課とか、ちゃんと横の連絡を取っていただいて、今小川委員も言われたように、福祉って単独ではもう何もできない世界ですので、横の連絡を緊密に取っていただいて、弱者をちょっとでも救うっておかしい、手助けしていくということをもう本当に考えるんじゃないくて実行していただきたいと思うんですよ。じゃないと、能登の事例でも分かるように、もう考えている場合じゃないので、ここはもう秒読みに入っていますので、即執行部全体でちょっと、小川委員も今言われたように実行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○南委員長 要望ですけど。

○山口福祉保健課長 おっしゃるように、全ての計画は当然福祉だけでは推進していけるものではないので、各課連携してこの計画は推進していきたいと思っておりますので、貴重な御意見ありがとうございます。

○南委員長 どの災害でもそうなんですけれども、災害の被災者の多くというのは、子供たちやとかお体の不自由な社会的に弱者の方がかなりウェートを占めたあれでございますので、やはりそういった意味でのきめ細かい実行計画が必要だと思いますので、ぜひともいろんな組織ともタイアップしながら、尾鷲バージョンをつくれるぐらいの気構えで防災・減災、社会的弱者を守るために頑張ってくださいと思います。

他にございませんか。

○西川委員 これ災害についてちょっと僕が聞いてきたことなんですけど、耐震ベッドって、課長は知っていますか。

○南委員長 もう一回、耐震ベッド。

○西川委員 耐震ベッド、知っています。いや、一度調べておいてください。

大紀町では、町が耐震ベッドを買って、使いたいという人に貸出しやっておるらしいんですよね。

○南委員長 ベッドが耐震なんな。

○西川委員 そのベッド自体はもう10トン以上の荷重がかかっても大丈夫って、今回の能登の件でも、もしそれがあったら随分と助かった高齢者の方もあったやろうなと思うもので、耐震ベッドも一度ちょっと検討しておいてください。

○山口福祉保健課長 貴重な御意見ありがとうございます。参考にさせていただいて、ちょっと調べたいと思いますので、ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○内山委員 須賀利の方がたくさんの意見を書いていたいていすけれども、やっぱり尾鷲地区の場合は、旧町内と輪内地区、須賀利とやっぱり独特な形というのかな、やっぱり別個に考えていかなければならないというところがすごくあると思うんですよ。

だから、計画というのは常に漠然としておるんやけれども、何で須賀利の人がこれぐらい書いたかという、自分のところの地区がやっぱりそこにはそぐわない、漠然としてと、だからこれぐらい書いたと思うので、今後やっぱりそういうような輪内地区、旧町内、須賀利と違った書き方というんじゃないんですけれども、その特徴に合った書き方をやっぱりしてほしいと思うんですよね。

今からは難しいですけれども、やっぱりそこに気をつけて、一言、二言でも別物の文章があったとしたら、すごく納得するんじゃないのかなと思うところがあるので、そこをこれから気をつけてほしいと思います。

○南委員長 どうですか、課長、答弁。

○山口福祉保健課長 計画については、本市の方向性を推進していくための計画ではあるんですが、実際実行していく中で、当然地区に入っているいろんな話を聞きながら、各地区に合った特性に応じた施策を展開していく必要があると思いますので、そのように今後実際進めていきたいと思っております。

○南委員長 ぜひともお願いいたします。

他に。

副委員長、ありませんか。

○中里副委員長 さきにも出たんですが、資料3の6ページのナンバー3なんです、市は現状把握や計画ばかりじゃなく、どのようにそれを実現するか力を注いでほしいというところが本当にそのとおりだなと思っております、先ほど小川委員への回答で、市が出向いて話を聞く機会があるとおっしゃっていたんですが、どのぐらい今そういう機会があるんですか、具体的に数字など分かりますか。

○山口福祉保健課長 我々福祉の担当はいろんな分野、健康づくりであったり、高齢者の施策であったり、いろんな分野において、地区に行ってお話を伺う機会がありますので、回数というのはその時々でいろいろ変わってきますので、今実際数字はちょっとはっきりは言えないですけれども、各分野において相当地区でお話を聞く機会はあるということでございます。

○中里副委員長 ちょっと辛口でお話しさせてもらうんですけれども、右側の市

からの回答で、地域との対話が大変重要となるため、こういった機会をより多く設けたいと考えておりますとあるんですが、これは具体的にそういった機会というのはどういう機会だと今は計画していますか。

○山口福祉保健課長　　これまでコロナ禍であったこともあって、なかなか地域に入っていけない現状がありましたので、コロナ前の状況よりも、さらに今回計画も策定しましたので、そういうちょっとしたことでも、いろんな場面で施策を展開していく中で、地域に入って事業をすることがあると思うので、その都度御意見をいただけるように、機会をより多く設けるというのは、地区に行く機会というよりは、そういった御意見をいただく機会を設けたいということでございます。

○中里副委員長　　すみません、機会をいただくというその機会はどういうようなことを、すみません。

○山口福祉保健課長　　例えば健康教室とかで介護予防の体操とかに入ったときにも、介護予防だけではなくて、福祉に関する御意見を聞く機会もあると思いますので、そういった機会を活用していろんな御意見を聞きたいと思っております。

○中里副委員長　　市がやっているイベント等ということではなかったですか。

○山口福祉保健課長　　そうですね、イベントも含めて、そういった事業も含めて、そういった場においていろんな御意見をいただくという機会を増やしたいと思えます。

○中里副委員長　　その次に、ちょっと6ページから戻って5ページのナンバー2の市からの回答なんですが、内山委員の意見とちょっとかぶるかもしれないんですが、見守りがこの地域にとって大事であると回答されていると思うんですけど、これというのは地域の人たちでしてくださいねと捉えられるんですけども、そういった書き方ではなくて、市のほうでこれをどういうふうにしていけるかというのを、その下にちょっと書かれている、相談体制の強化など書いてあるんですが、ここも、じゃ、具体的に何をされるんですかというふうにとちょっと感じるんですね。そこ、どうでしょうか。

○山口福祉保健課長　　見守りについては、ここにも記載させていただいているように、介護保険サービスで出向いたり、うちの事業としても配食サービス、あとは緊急通報装置であるとか、見守りに関する事業というのは幾つかございます。

その中で、なかなか行政だけでは見守りというのは難しい部分がございますので、地域の方も一緒になって声かけしていただいたり、日常の中で見守りができるということをどんどんやっていただけたらなという思いで、こういった記述をさせてい

ただいております。

○中里副委員長　相談体制の強化というのは、具体的に、じゃ、どのような形ですか。

○山口福祉保健課長　それについては、ここに書いてあるように地域包括支援センター、社協さんの中にあるんですけれども、とか介護事業所等がありますので、そういった方々に対してどんなサービスがあるのか、例えば地域においては、なかなか自分がこうしたいと思っても、どんなサービスがあるのかというのはなかなか分からない場合もありますので、そういった地域包括支援センターとか介護事業所というのは地区に入る機会も多いと思いますので、そういった方々に伝えていただく役目もしていただけたらなということでございます。

○中里副委員長　さっき市民からの御意見で、どのようにそれを実現するかに力を注いでほしいというところをすごいしっかりやっていっていただきたいなと思っております。

○小川委員　先ほど課長の説明の中で地域包括支援センターであるとか相談窓口、あれね、地域包括支援センターと書いてあるけど、高齢者の人、どういう意味かさっぱり分かっていないと思うんです。

それで、小さい看板で高齢者よろず相談所と書いてあるけど、前にも言わせてもらったんですけど、でかい横断幕か何かで「高齢者何でも相談」と書いたほうが分かりやすいんじゃないかと前も言わせてもらったんですけど、その点どうなんでしょう。

あそこ相談、高齢者のこと何でも相談できる場所だと思うんですけど、みんな分かっていないと思うんですけど、いかがですか。

○山口福祉保健課長　相談窓口というところが分かりにくいという御意見に対して、相談窓口が分からないというのが一番まずいと思いますので、もっと周知を図れるようにやっていきたいと思います。

○濱中委員　今いろんなやり取りを聞いておってちょっとあれなんですけど、この間の委員会でも聞かせてもらったように、民生委員さんも欠員が出たりとか、人手不足というのは、もうどの分野に関してもそうなんやなと思ったときに、高齢者や障がい者の見守りに関しても、市のほうとしては、もう住民の自助の部分をはっきりと求めるなら求めるということはもう発信せなあかんような時期なのかなという気がするんです。

少し前にちょっと報道で見たんですけども、やっぱり農村地帯は面積も広いの

で、もう行政の手に頼っておっては自分らの安否さえ確認できないであろうということで、玄関の前に朝晩旗を出したり引いたりして、自分元気ですよというアピールを自分からする、それを見た近所の人らが、あっ、旗、出てるな、出ていないなで助け合いが始まる、そういうのも自分らから、役所からこれやってと言うんじゃないで、自分らからやる形がもう進んできておりました。

なので、私、役所の役目としては、こういうアイデアはどうですかというような企画の部分は提供して、あと、地域でどこまでできるのかというあたりの相談役も一つ大きな役割としてあるのではないかなと思うので、方向性として、お互い助け合いをお願いしたいということも言う時期が来るのかなと思うんですけど、その辺りはどうですか、今の時期なのか、この先そういうふうになっていくのか。

○山口福祉保健課長　今回の計画でも、行政だけではなかなか難しい部分があるので、もう地域、特に高齢者の方は、元気な方も含めて、見守りもやっていただきたいような記述をさせていただいております。

おっしゃるように、もう行政だけではなかなか難しくなってきておりますので、特に周辺部については、各区長さんとも話して、何とか自分たちの地区を自分たちで守るという観点で、見守りやほかのことについても、できることはやっていただきたいということで、今後またお話ししていきたいと思います。

○濱中委員　これはちょっと福祉だけでは解決せん話なんですけれども、以前から課長のほうにも相談させてもらっておるけれども、地区集会所の有効な活用として、自治会がなくなっていくと、集会所って閉鎖されておる部分が出てきておる。そこを使って今健康体操をやろうとしておる動きが出ておる。

健康体操をやっている人らに聞くと、お互いの安否確認でもある、今日出てこれんのさという人を気になったら声をかけるという、そういったやり取りができる場所でもある、そういうふうに聞きますので、ぜひ民間レベルでやっておることとか市が委託でやっておることに関してでも、とにかく高齢者たちが引き籠もってしまわないための市としてできるあたりは強化をしていただきたいなと思うので、場所の提供であるとか、それで、移動がすごく尾鷲市、旧町内も不便になっておりますので、身近にある集会所の有効利用のあたりは市民サービス課ときちっと連携を取っていただいて、これが計画のほうに反映するのかどうかはちょっと私らではよく分からんのですけれども、その辺り含めて計画の中で生かしていただきたいなと思います。

○山口福祉保健課長　ありがとうございます。地区の集会所が閉鎖されていると

ころも幾つか現実にはあります。

今後、自主活動、特に介護予防については、自主活動される方を何とか支援できないかなという仕組みもちょっと今考えておるところでございますので、そこは市民サービス課とも連携しながら何とかやっていきたいと思います。

○南委員長　あくまでも今回四つの計画が出たわけなんですけれども、全ての住民の要望に応えるということは不可能だと思います。

今の濱中委員さんが言われたように、独り暮らしの方が御高齢の方でも比較的若い方でも多いんですよね。

そういった意味で、見回り体制というんですか、地域の共助はもちろんなんですけれども、やはり民生委員さんなんか各地区に配置されているということでございますので、特に民生委員さん方と連携を密にして、そういった見守りはしていかなければならないのかなという思いがしますし、地域の区長なり自治会長なり云々という話がございすけれども、やはり当然なんですけれども、地域の方もやはり民生委員さんが主になって動いていただければ一番いいのかなというような思いがしますし、民生委員の人、いない地区ってまだいまだにあるんですよね。そういったことがないように、いち早く選任をしていただくことがもう大事なことですかなという思いがいたします。

これからも特に独り暮らしの見守りについては注意を、何かの計画というんですか、地域と連携を密にして特に取り組んでいただくようお願いをいたしたいと思います。これで福祉保健課関係は終了させていただきます。

ここで、10分間休憩します。

(休憩　午前10時57分)

(再開　午前11時06分)

○南委員長　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、尾鷲総合病院経営強化プラン（案）についての説明を求める前に、加藤市長より御挨拶をお願いいたします。

○加藤市長　こんにちは。委員の皆様には、行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日は、先ほど第6期紀北障がい者福祉計画ほか四つの計画について福祉保健課より説明させていただきましたけれども、これより尾鷲総合病院経営強化プラン（案）について説明させていただきます。

内容といたしましては、病床の削減数、そして、１２月議会に提出しました素案からの修正事項になってございます。詳細な内容は事務長、課長から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、経営強化プラン（案）について、資料に基づき説明のほうさせていただきたいと思います。

まず、病床削減によるまず効果でございますが、経過といたしましては、本病院では、三重県地域医療計画での東紀州における将来の必要ベッド数や現状の病床利用率を考慮し、現尾鷲総合病院経営改革プランにおいて病床削減を項目として取り組む予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による県からの確保病床の要請もあり、これまで削減できずにおりました。

定例会でも病床の削減が取り上げられるたびに、１病棟程度の削減を考えていると答弁をさせていただいておりましたけれども、来年度からの経営強化プランを実行していくに当たり、本病院としては、病床利用率の低い現状や将来の医療需要及び病床機能に応じた病床数など、今後の病院運営を踏まえ、許可病床数を２５５床から１９９床に変更することによって最大限のメリットを受けることができるというふうに考えております。

それでは、資料でございますが、まず、１ページを御覧ください。

１は、平均入院患者数の推移でございます。

２の病床数によるメリット・デメリットの表を御覧ください。現状の２５５床と１９９床の比較表でございます。

項目１の設備投資では、１９９床ではベッドやベッドマット、心電図モニターなど、５病棟で必要な数が４病棟分になり、将来的な設備投資が削減されるというものでございます。

項目２の診療報酬では、まず、（１）の地域包括ケア病棟において、２５５床では、一般病床からの地域包括ケア病床に転棟した場合の率が多いと減算対象になりますが、１９９床にすることにより減算対象から外れますので、一般病床からスムーズに転棟させることができるようになるというメリットがございます。

（２）の一般病床につきましては、医師事務作業補助体制加算とデータ提出加算の点数が増えます。

（３）の外来診療は、本病院では難しいかもしれませんが、特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料が１９９床以下で算定が可能となります。

そして、（３）の交付税措置でございますけれども、不採算地区中核病院に係る特別交付税が繰出し基準の額が変更になることに伴い交付税措置額も変わり、また、病床削減に伴う普通交付税算定における特例措置を５年間受けることができるようになります。

（４）はその他でございますが、会費、保険料については、許可病床数を基準にする場合は削減となります。

以上、病床数の比較表を説明させていただきましたが、このように現状では病床数を削減することでメリットもあり、病院といたしましては１９９床としたいというふうに考えております。

また、病床数の削減に当たっては、条例の一部改正が必要となりますので、その際には３月定例会に上程をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

２ページ以降につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。

○高濱総合病院総務課長 それでは、ここからは１２月議会で行政常任委員会に提出しました素案からの修正事項を説明させていただきます。

資料のほうは紙ベースでお配りしたので、そちらを御覧ください。タブレットのほうは、プランのほうをお示しさせていただきます。

プランのほうは、１２月の素案と区別できるように案２ということでさせていただきました。タブレットのほうで御覧ください。資料のほうは、紙ベースで２ページを御覧ください。別冊のプランのほうでは６ページとなります。

こちらは尾鷲市と紀北町の人口推計なんですけど、昨年の１２月２２日に国立社会保障・人口問題研究所のデータが更新されました。それに伴って、こちらのグラフも修正をいたしました。２０４５年で終わっていたのが２０５０年までのグラフとなっております。前回の人口推計よりは、尾鷲市は上振れしている結果となっております。

それでは、資料の３ページをお願いします。プランでは９ページになります。

こちらは、項目１として、経営強化プランの策定の目的と期間という項目を８行分追加させてもらって、以降、番号をずらしております。経営強化プランのそもそもの目的、地域医療構想を踏まえた役割と機能を明確化することなど、あと、令和６年から９年度までの４年間のプランという記載をさせてもらっています。

続きまして、プランでは１３ページになります。

こちらは一般会計負担金、いわゆる繰出し基準の考え方なんですけど、御覧のと

おり、県からの指摘もありまして、尾鷲市の考え方を記載していたんですけど、国の基準どおり書いてくださいということで、このように修正させてもらっています。修正の箇所を消していまして、朱書きで新しく文言を加えております。

続きまして、資料の４ページをお願いします。プランでは１４ページになります。

こちらは⑥住民の理解のための取組の項目で、最後の３行を付け加えさせていただきました。こちらは先月の１８日に開催いたしました運営懇話会で、委員の方から、尾鷲総合病院の宣伝や広告力が弱いと、おわせ+のもう少し充実のこととかそういう声があって、最後の３行を追加させてもらいました。

続きまして、プランでは同じく１６ページで、施設・設備の最適化の項目では御覧のような項目を修正させてもらいまして、この中で、病床数を丸々ということで、まだ空白でありましたのが、先ほど事務長が説明いたしましたように、１９９床で運営させていただきたいため、５６床の削減と、５６を明確に記載したものでございます。

続きまして、プランでは１７ページになりますが、こちらはデジタル化の対応で、オンライン資格確認が今できますので、マイナンバーで保険証確認、こちらの項目と、さらにサイバーセキュリティーに対する取組を書いてくださいということでしたので、このように追記しております。

資料の５ページをお願いします。プランでは１７ページになります。

経常収支比率の表の下部なんですけど、黒字に、どうしてもこの経営強化プラン内で黒字化をなさいと県のほうから言われました。

ただ、令和９年度までの黒字化は大型投資の減価償却費などで無理だということで、それならいつ目安になりますかということで、前回、１０年度ではキャッシュ・フローが黒字化するであろうという説明をさせてもらったんですけど、１１年度では退職給付引当金、平成２６年度に公営企業の法改正にあって引当金を、１５分割してある引当金が令和１１年度で終わりますので、その部分で黒字化できるのではないかという文言を付け加えさせてもらいました。

続きまして、プランでは１８ページになるんですけど、患者数の表で利用率を埋めさせてもらいました。水色のセルの部分に１９９床であればの利用率も記載しております。

プランでは１９ページになります。③の目的達成に向けた具体的な取組の１）の役割・機能に的確に対応した体制の整備の文章中、ここでも空白であった削減病床数の箇所に５６という数字を記載させてもらいました。

３）のほうで、その他の取り組み、最後の４行を追加して、先ほども述べましたが、黒字化できる道筋を書いてくださいということで、最後の４行をこのように書かせてもらって締めくくりとさせてもらっています。

修正事項は以上となりますが、最終的に２１ページ、２２ページの収支計画は、３月に提出する補正予算、令和５年度では補正予算、令和６年度は当初予算を反映して、プランでは１７ページの医療機器と施設設備の計画の表とか、あと、１８ページ、１９ページの経常収支比率などの数値を反映させて完成とさせていく予定でございます。

病院からの説明は以上でございます。

○南委員長　今の分かったような分かりにくいような説明を聞いたんですけども、本当にちょっとびんと、僕の理解が悪いのか知らんのやけれども、今このページの収支計画もちょっと説明してくれる。

○高濱総合病院総務課長　収支計画のほうは、２１ページのほうでは、損益計算書の平成２８年からの実績を踏まえて、プランでは、令和９年までで収支計画はいんですが、先ほども言ったように、２２ページのほうで、キャッシュ・フローが令和１０年度では黒字化できるということを記載したかったのも、令和１０年度までの損益計算書も掲載いたしました。

ただ、令和１０年度でも損益計算書上では黒字化できませんので、１１年度では、先ほど言ったように給与費の部分が７，０００万近く下がると思っておりますので、その部分で黒字化できるのではないかと文言のほうで書かせてもらっています。

この２１、２２ページは、１２月の部分と変更は加えておりませんが、先ほど言ったように、３月の定例会に提出させてもらう３号補正予算と当初予算で令和５年度、６年度を修正していきたいと考えています。

○南委員長　以上ですか。

そうしたら、質疑と意見の中でちょっと聞いていってもらおうか、それやったら。

○濱中委員　資料の最後のページで病床稼働率、利用率の数字は確認できました。それで、やはり７年度以降、５０％台になってしまうんですけども、以前は地域医療構想の中で５５％やったかな、何か割り込むと、指示として減らしなさいというものが県のほうから出せるというような項目があったんですけども、現在は数字の目標というのは明らかにされていますか。

○高濱総合病院総務課長　ちょっと今、資料をお送りします。

プランの中の８ページですけど、これは地域医療構想の資料で、今後東紀州で現

状の768床から2025年に561床で東紀州は足りますよという構想なんです
が、これで急性期の病棟を地域医療構想では必要ないという構想になっています。

尾鷲総合病院は、先ほど濱中委員さんのおっしゃるように稼働率の問題があるんですけど、地域医療構想のほうでは、この数字があるからといって病院に削減を求めないという方針に変わりましたので、この199床は尾鷲市自らの提案でございます。

○濱中委員 設備投資のお話がありました。大体医療設備と、あと施設設備、合わせて1億円というふうな目標を立てられましたが、これ、この細かい表で探せばいいのかなと思うんですけれども、ちょっと具体的に、大体医療と施設に関してどれぐらいの割合になるのか、その年によって違うのか、ある程度の目安を。

○高濱総合病院総務課長 プランの中でその表の部分を通知いたしますが、まだ埋めておりません。

この部分は、令和6年度の当初予算で（聴取不能）予算の部分を反映させる予定でございますが、確かに今委員さんのおっしゃられたように、割合はその年その年で施設のほうに重きを置くのか、医療機器のほうに重きを置くのかで変わってくると思います。

ただ、令和6年度では7・3で医療機器のほうかなというふうに今の部分は取り組んでおります。

○濱中委員 分かりました。じゃ、それは毎年予算の中で確認をさせていただこうと思います。

最後に、以前に医療機器に関して、毎年単体でいろんな修繕であったりとか、そういった医療機器の修繕やそういう管理に関しては、包括で委託したほうが安いんですよという説明を聞かされたことがふわっとあるんですけれども、伝わるかな、言っておることが。

その辺り、これからも医療機器の管理に関しては、こういった形態でやっていくのが経費としてはよりよい方向なのかというのを。

○高濱総合病院総務課長 医療機器に関して包括的なことが、ちょっとごめんなさい、できるかどうかは把握し切れていないです。

現状は、メーカーのある程度保守をしている窓口になる業者さんか、メーカー直での修理になりますので、他社さんを踏まえた包括で修理ができるのかどうかは、ちょっと今後勉強させてください。

○濱中委員 以前、薬剤、材料のほうに関しては、包括でやることで効果をぐっ

と出した時期がありましたね、数年前に。それは、これから継続してその形が最善というふうなことでよろしいですか。

○竹平総合病院事務長　　今おっしゃっているのは、多分平成30年度以降に診療材料と薬品、試薬一括で調達を兼ねてしていただくということで、大体2,000万程度、その当時削減ができておって、それが継続しているので、当然のことながら引き続き継続していきたいというふうに考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員　　すみません、この長期計画とちょっと関係ないんですけど、今何かまたコロナが急激に三重県多くなって、コロナ用の病床を確保みたいなのがこの前あったと思うので、尾鷲もそれって何か確保の依頼って来ているんですか。

○高濱総合病院総務課長　　令和5年の5月1日の第5類に移行した後も三重県は確保してくださいということで、前回みたいな12床ではないんですが、コロナのはやっているフェーズってあるんですけど、4段階、その4段階の1、2、3、4に対して、尾鷲総合病院は何床用意してくださいよと各フェーズによって違うんですけど、その部分で確保病床はできています。ただ、微々たるものですけど。それに対する補助金も微々たるものとなっております。

○中村委員　　今三重県ってこの前何か急激に増えているけど、今フェーズ何ぼですか。

(「2」と呼ぶ者あり)

○中村委員　　まだ2ですか。

○南委員長　　何床あるの、コロナベッド。

○高濱総合病院総務課長　　フェーズ0のときはゼロ床でいいんですけど、フェーズ1のときが1、フェーズ2のときが2で、4になって2床、フェーズ2で2床以上になります。

現状はフェーズ2なんですけど、こっち側がはやっていないということで、1床でいいとはなっているんですけど、県にはもう2床確保済みと報告しています。

○南委員長　　中村委員、よろしいですか。

○小川委員　　先ほどに関連しまして、紀南病院は感染症の指定病院になっておりますよね。尾鷲総合病院は県との締結だけでやっているというような感じで、補助金の額というのも前もえらい違いましたよね。それ、何とか指定病院にするというのはなかなか難しいものか、しないほうがいいのか、それはどうなの、そこはなぜ

できないのか、それはどうなのでしょう。

○高濱総合病院総務課長 補助金に関しては、紀南病院で感染症病院であろうと、我々みたいな第5類だけをする病院であろうと、コロナに関する補助金はイコールです。

じゃ、感染症指定を受ければというところは、多分建物自身も廊下の陰圧とか、そういうところまでセキュリティが高いと思いますので、そういうところでうちの病院としてはハードルがあると思います。

ただ、じゃ、うちもやりたいといって認めていただけるのかどうかは、これは国、県の指定ですので、やりたいだけでできるのかどうかは、ちょっと今ここで即答は申し上げられません。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 ちょっと確認したいんですけど、強化プランのほうの5ページに、平成17年4月に療養病床に転換し、現在一般病床が199、療養病床が56と、それで運営が始まったんですけど、令和元年4月から療養病床56床を地域包括ケア病床として運用をしていたということで、255床を令和6年4月1日から199床にするということですね。この地域包括ケア病床はどうなるかというのをちょっとはっきり説明してください。

○竹平総合病院事務長 今おっしゃられたのが令和元年度、療養病床を地域包括ケア病床に転換したということで、今回の改正については、あくまでも地域包括ケア病床の療養病床のほうについては、56床をそのまま生かすという形を取ります。

○南委員長 現状維持だね。

○仲委員 現実的にほぼ平成元年4月からのほぼ同じような考え方ということなんやけど、許認可の関係やと思うんやけど、もう一つは、199床に許可病床数をするメリットが示されたんやけど、この試算というのは大体しています。1年間のメリットの計算式、いうたらこっち側のほうには出ておると思うんやけど、収支計画のほうには、ざっとしたのあれば、言えます。

○竹平総合病院事務長 試算という形ではないんですけども、基本的に交付税措置の部分がやっぱり大きいので、それに伴って交付税の額が1,800万程度上がるはずになります。

また、普通交付税の算定の特例措置がやっぱり5年間ありますので、やっぱりこの辺で1億程度増えてくるという見込みは立てられるという形になります。

○仲委員 199床にすることによって5病棟を4病棟にするということに、こ

こ、書いておるんやけど、1病棟の空きの今後の活用というのは何も考えていないですか。

○竹平総合病院事務長 ここではあくまでも病棟数を5病棟から4病棟という書き方をさせてもらっていますが、基本的には中の運用というのは、あくまでも許可病床が143と56という形を取りますので、中で今どういうふうな体制を組んでいくのか、看護師の配置とか、効率よく運営できれば、やっぱり加算点もありますので、その辺を踏まえて、今まだその辺の中については検討中です。

○仲委員 199床ということになって運営していくわけやけど、例えば看護師さんの数は今後影響してきますか。

○竹平総合病院事務長 医師数もそうなんですが、看護師数というのは非常にやっぱり大事であります。やっぱり夜間どうしても勤めていただかなければならないということもあります。

その辺も踏まえて、やっぱり少ない病床数で効率よくすることによって、夜間の看護配置であつたりとかいろんなところの部分がありますので、運用面については看護部と今まさに協議をしておりますして、その辺を踏まえて199床の中で運用していくという形で今詰めているところでございます。

○濱中委員 あまり縁起のいい話ではないんですけども、22ページを見たときに、キャッシュ・フローのところで、コロナがあつて、一時借入金が消えました。だけど、これから先、やはり令和10年度まで黒字になる目標に達するまでの間、現金ショートはないものとして考えたらよろしいですか。一時借入金ゼロのままで考えてよろしいですか。

○高濱総合病院総務課長 質問と逆の答えになるんですけど、それをならないためのプランをつくったということで、このとおり行けるかどうか分かりませんが、12月もお答えしましたように、頑張らなければならない数字であることは確かなので、このように厳しいプランになったという結果でございます。答えになっていないですが、申し訳ないです。

○濱中委員 いや、その意気込みが大事かなというのも十分認識しております。

以前予算書を見るとときに、私らもうっかりしておったんですけども、不足する部分の補填の名目があるとき急に一時借入金で補うというふうになったときに、ちょっとどきつとしたような覚えがあるので、今後現金ショートというところをどこで補っていくのかは、本当にその手腕の見せどころかなとは思っておりますので、ぜひ市長、頑張つてこの病院は保たせていっていただきたいと思います。

○加藤市長 さっき総務課長が申しあげましたように、要するに数字をつくったと、何とかこれでやっていかなきゃならん。大変厳しいです。厳しいですけども、これについては何度も以前に借入金４億とか限度額何億とかという、これをやったら大変な状況になると。だから、要するに借入金のないような形で頑張る予算として令和１０年度までの一応予算計画を立てたということでございますので、何とかこれをしのいでいかなきゃならないと思っています。

○濱中委員 そういったことを、市長が本当に厳しいんですよということをやっぱり市民の皆さんによく理解をしていただいて、そのためにこの資料４ページにある住民の理解のための取組の中は、ホームページであるとか、おわせ＋であるとか、あと、各専門分野の方たちとの懇話会というふうになっておるんですけども、積極的に出前講座はどうなんでしょうか。

例えば医師の出前講座も今まで何度かあって結構好評やったと思うんですけども、職員の方たちがそういった経営の形をちょっと市民の方に理解してもらうような機会があってもええのかなという気はするんですけども、そういうところに割くような時間があるのかなのか、結構病院大変やと思うので。

○高濱総合病院総務課長 住民への周知は、運営懇話会でも声が上がったことで、おわせ＋の充実をとということもあるんですけど、今、濱中委員さんがおっしゃられたのは、１２月議会でもできないのかということで、病院の経営というよりは、病院そのもののかかり方というか、どこまでこの尾鷲総合病院ができるできんの話もありますので、その部分で住民周知は必要で、そういう出前講座的なのはやらざるを得んでしょうねというのは、私はこの場で言わせてもらったと思うんですけど、ですので、そういう機会をつくっていかねばならないものとは思っております。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 キャッシュ・フローのところでちょっとお尋ねしたいんですけども、令和５年から企業債が５億２，４００万、３億から５億に跳ね上がっているのは、これはリニアックの償還が始まるということですか。

○高濱総合病院総務課長 ４年から５年。

○南委員長 中村委員さん、もう一度ちょっと。

○中村委員 企業債の返還金がすごく増えているじゃないですか。

（「４年から５年」と呼ぶ者あり）

○中村委員 うん。それで、５年からは５億台、それまでは３億台やったのが５億台に膨れ上がっていていますよね。それは、その中身というのがなぜこう２億

も膨れ上がっていつているのかというのはどういふことですか。

○高濱総合病院総務課長 4年から5年に関しては、リニアックとか電子カルテになっております。

○中村委員 6年、7年は、一緒ですか。

○高濱総合病院総務課長 続きましてMRIの償還が始まる、CTの償還が始まる、年度遅れで始まるということです。

○南委員長 償還年度についてもちょっと詳しく。年度って何年間であれするって。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 大型投資に関しましては、令和3年度は電子カルテとリニアック、令和4年度はMRI、令和5年度はCTを更新しました。

償還に関しましては、1年据置き期間がありまして、その後、リニアック、電子カルテでしたら令和4年度が据置き期間で、令和5年度から実際の元金償還が始まります。

細かい年数で言いますと、リニアックに関しましては1年据置き後5年償還、電子カルテは1年据置き後4年償還で、MRIとCTに関しましても、1年据置き4年償還ということで、年度は、購入した年からちょっと1年間を置いて元金償還が始まりますので、その分が増えてきている部分があります。

以上です。

○南委員長 分かりました。

○中村委員 このすごい厳しい予算のときに、特にMRIはしゃあないけど、リニアックがすごくこれ負担になってきていて、キャッシュ・フローが焦げついて、現金借りやなあかんのと違つかみたいな今話やったんですけれども、こういうことってきっと前から分かっている数字やったと思うんですけど、あえてこの時期に入れて、今そのリニアック、10人毎日来たらどうにかペイするみたいな話があったと思うんですけれども、今ずっと運営されていて、1日当たりずっと何人で推移しているんですか。

○竹平総合病院事務長 今の推移は、ちょっと正確なのは持っていませんけれども、5人以上にはなっておりますけれども、前に説明していた10.8というその人数には届いていないという現状でございます。

確かに機器設備につきましては、令和3年度に電子カルテ、リニアック、それで、令和4年度にMRIと生体情報モニターシステムで、令和5年度がCTという形で、一応大型投資をここで3年間できたということが影響はするんですけれども、これ

によって、機器を更新することによってやっぱり病院としてのいろいろな機能が維持されるということになっておりますので、その辺で御理解をいただきたいと思います。

○中村委員　　いやいや、リニアックに関しては。MR I と C T は分かりますよ。でも、リニアックに関しては、これはもう 10 人以上呼んでもうけるという話で話が進んでいて、よそへ行ってもらったときの利便性ですよ。宿泊してでもよそへ行ったほうがええのと違うかって、人数がどんどん減ってくる中でというところで、いやいや、がん患者はすごく増えるから、1 日 10 人は確保できるでしょうというところでこれを入れたと思うんですけれども、いまだに 5 人、6 人という、6 人いるのかどうか分からないですけれども、これについての今後の見通しとか、どういうふうに病院としてはこれをしていくみたいなのところはありますか。

○竹平総合病院事務長　　確かに導入時の計画を踏まえますと、やっぱり年間収益の見込みは実績としてそこまで行っておりませんので、当然減少となっております。

ただ、本年 3 月、去年の 3 月かな、3 月以降、患者数は若干増加してきてはおりますけれども、放射線治療につきましては、放射線科の医師と、それと本病院の医師と連携する中で、病院での放射線治療の適用が可能な患者、こういったことに把握を努めて、また、紀南病院とかそういった治療連携の協力依頼をするなど、各病院との連携強化を図りながら、本病院でも治療が可能な患者の増加につなげたいというふうに考えております。

○中村委員　　10 人にするには、どういうふうな病院としての活動というのが見える形で示していただきたいと思うんですけれども。

○高濱総合病院総務課長　　リニアックも運営懇話会ではこんなに高度な医療機器があるのに周知不足とかと言われておりますので、そういった部分で、救急出入口のパネルで医療機器、最近購入した 4 種類、5 種類を掲示しているんですけど、こういった治療も尾鷲総合病院でできますよとか、そういう周知とか、あと、関連病院の訪問の際に、先生、うちでもこういう治療ができますので御紹介お願いしますとかはやってはおるんですけど、そういった形で現在は活動しております。

○南委員長　　他にございませんか。

○中里副委員長　　先ほど看護師さんの配置など働き方というのが今協議中と聞いていたんですが、以前にもちょっと自分が質問をさせていただいたんですけれども、現場の声、執行部のほうにどういうふうに届いているのか、今ちょっとここで紹介してもらいたいのはあれなんですけど、一応届いている中で、今検討している現場の声と

というのは何か教えていただけることがあればと思うんですけれども。

○高濱総合病院総務課長 個々の現場の声を解決するというのは、なかなか一般質問のほうでも、できること、できないこととか、あと、組織で動いている以上という答弁はさせてもらっているんですけど、先ほど事務長も申しましたように、看護配置のほうは、3、4、5、6をどのように使うか。各病棟それぞれの得意分野がありますので、その部分で199床、一般病床では143床になるんですが、その部分で、どの病棟をどんなふうに使えば看護配置がスムーズにいけるのかは、看護部門に自分たちがやりやすいように使ってくださいというのは委ねていますので、その部分で総務課なりドクターのほうからこの病棟をこのように使いなさいという押しつけではなく、看護部門の自主性というので病棟編成を考えてくださいというのはさせてもらっています。

○中里副委員長 ということは、各看護病棟のほうで考えてくださいよというような声かけということになるんですかね。

○高濱総合病院総務課長 先ほど言ったように病棟の特質性というのがありますので、その部分で我々が見えない部分もありますので、こういった形で看護部門が働きやすいとか動きやすい、患者の管理がしやすいとか、そういった部分の声が反映できるように看護部門に委ねて、自分たちの声が反映できるような看護配置をできるようにということで今回取り組んでおります。

○中里副委員長 その部分で、今執行部のほうでは、どういうふうに現場と関わっていらっしゃいますか。

○高濱総合病院総務課長 総務課としましては、ドクターと話した結果、例えば3階、4階、4階のほうを使い勝手が僕らの中ではいいとは思っていたんですけど、6階を産婦人科がありますので、なかなかこの産婦人科をどのように扱うのかという部分で使い方を提案したんですけど、助産師側からの声というのもありまして、6階をこのように使いたいとか、4階よりは5階のほうを使い勝手がいいとか、そのような形で、どこに143床の病床の分配をしていくかというのは看護部門のほうでいろいろ話し合って、自分たちがよいというふうな結果が出るようにさせてもらっています。

○中里副委員長 ちょっと話が少しそれるんですが、給与費なんですけれども、ちょっと勉強不足で申し訳なくて教えてもらいたいんですが、この給与費は、ほかの市営の病院と比べて高いのか安いのかと言ったらあれなんですけど、どのくらいなんですかね、尾鷲の場合は。

○高濱総合病院総務課長　このプランを素案のときに立てるときに、医業収益に対して給与費が６５％、材料費が２０％、経費が２０％で、今後それを基本に組み立てていきたいということを説明させてもらったんですけど、給与費６５％というところでいけば、公立病院というあくまでも限定的な枠組みですけど、６５％は決して悪い給与費の比率ではないと思っております。

ただ、６０％を切ることが、黒字化をしていく病院はそこを目標に取り組んでおるのはあるんですけど、うちとしてはちょっとそこは難しいかなと。６５％をすることで、何とか経営的な黒字ではなく、キャッシュ・フロー的な黒字はできるのではないかという６５％の設定はさせてもらっています。

○中里副委員長　分かりました。

ちょっと課長にも聞いたんですが、お正月の手当がないのでというのがちょっと聞いたので、そこというのは出していただくことは難しい現状ですかね。

○高濱総合病院総務課長　手当というものは、何かをすれば手当をつけるという、なかなかこう簡単なものではありません。

尾鷲市は特に国庫準拠というものを基本に、国の人事院にある手当を準拠して使っておりますので、その部分で正月手当とかは難しいんですけど、岸田総理が去年の３月に行った経済対策のための看護師の処遇改善、そういったものでも給与のベースアップをさせてもらっていますし、今後、６月に診療報酬の改定があるんですけど、その部分でも看護補助員なり、ほかの異業種のベースアップというのも診療報酬の中でうたわれておりますので、ただ、点数は幾つか分かりませんが、その部分で手当というベースアップは考えておりますが、正月働いたからといって手当を出すとか、じゃ、ゴールデンウィークはとかという話も、そういう話の中で上がってきたこともあるんです。長期の連休で、人が休んでおるときに働くんだから手当という話もあるので、その部分はちょっと執行部からというのもありますけど、組合も踏まえての話し合いの中で解決していきたいと考えております。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、今回経営強化プランが令和６年から９年度までの計画ということで、４年間の目標数値が示されております。

ただ、これ幸いにコロナの補助金のおかげで、向こう数年間は繰出し、一時借入れしなくてもいいんじゃないかなと、５年ぐらいは僕は大丈夫だと思うんですけれ

ども、やはりそれに甘んじることなく、やはり診療人口の減少及びいろんな高齢化問題等々の問題がある中でも、やはり市民から信頼される安心安全な病院経営というのが一番大切でございますので、できるだけ、何回も言いますが、コロナ補助金に甘んじることなく、やはり厳しいところは厳しくいくといったような経営方針を持っていただいて、身の丈に合った病院経営により一層強化プランに基づいて努めていただきたいと思います。

以上で病院の審査は終了いたします。ありがとうございました。

ここで、10分間休憩します。そのまま正午を過ぎますけれども、続行します。よろしくお願いいたします。

(休憩 午前 11時52分)

(再開 午前 11時59分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、その他のほうとして株式会社熊野古道おわせからの要望についてと、すみません、正午ですので、少し中断いたします。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 再開いたします。

夢古道おわせからの要望についてということで議題を上げておりますけれども、説明の中で、議長と共々説明を聞いておりましたら、できるだけ要望の意向に応えたいということがございまして、あえて今回のその他のほうの中で取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市長はよろしいですか、初めは、もう説明だけで。

それでは、担当のほうより夢古道からの要望についての説明をお願いいたします。

○世古商工観光課長補佐兼係長 商工観光課でございます。よろしく……。

○南委員長 すみません、ちょっと始まる前に。

山中課長がちょっと熱があるということでございますので、すみませんけれども、御報告いたさせていただきます。

それでは、世古課長補佐、よろしくお願いいたします。

○世古商工観光課長補佐兼係長 商工観光課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、地域資源活用総合交流施設、夢古道おわせに係る御報告をさせていただきます。

委員会資料の１ページ、資料１を御覧ください。

尾鷲市の指定管理事業であります夢古道の湯は、平成１８年の開設以降、市の重要な資源である海洋深層水を利用した市の最も有力な集客交流施設として株式会社熊野古道おわせにより運営されているとともに、現在市内唯一の温浴施設として市民の方に御利用いただいております。

夢古道おわせの管理業務については、指定管理者が毎月実施している社内監査に当課が立ち会い、経理が適正に進められていることを確認しているところであります。その際、原油や天然ガスなど物価高騰の影響による光熱費高騰やコロナ禍以降の来客数減少の相談を受けており、改善に向けての話し合いを行ってきました。

こうした状況の中、委員会資料１にお示ししておりますとおり、令和５年１１月２４日付で市長宛てに要望書が提出されたところであります。

その要望内容につきましては、コロナ禍による入浴者の減少と光熱費の高止まりにより、経費削減や入浴者を増やす取組にもかかわらず状況を好転させることができないため、一時金の給付や指定管理料の増額検討を要望するものでございます。

株式会社熊野古道おわせにおいても、人件費やリース料の見直しに努めるとともに、地区の関係団体と共に来客数の増加に注力するなどの企業努力に努めていただいている一方で、令和５年第１回定例会では昨年５月からの入浴料改定をお認めいただきましたが、大きな状況好転にはまだつながっておりません。

当課としても、集客への取組として夢古道おわせを中心としたイベントについて、ゴールデンウィークのウォークイベントや夏のビアガーデンなど、施設単独イベントと県立熊野古道センターなどとの共同イベントを開催することで、施設だけではなく、向井地区全体への集客に努めてきました。

また、既存イベントを効果的に活用する取組においては、昨年の１１月に中部電力三田火力発電所跡地で開催されましたバイブズミーティング三重においては、尾鷲に来られたバイカーの方や来場者の方に足を運んでいただけるよう準備し、開催中の２日間、会場と夢古道おわせ間にシャトルバスを運行することで入浴者は１，４００人となり、前年に比して１，０３５人の増加となりました。

昨年１１月中旬開催のおわせ海・山ツデーウォークにおきましても、会場にて４００枚の景品プレゼント券を配布することで入浴者は６４４人となり、前年に比して２２５人の入浴者の増加につなげることができました。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、株式会社熊野古道おわせからの要望にもあるとおり、光熱水費の高止まりはなかなか改善しておりません。

当課としては、夢古道の湯は、先ほども述べさせていただきましたとおり、観光集客施設としてだけではなく、本市唯一の温浴施設として多くの市民の方に利用していただいていることから、引き続き指定管理施設として運営を継続していただきたいと考えております。

委員会資料の7ページ、資料2を御覧ください。

尾鷲市と株式会社熊野古道おわせが結んでおります協定書の抜粋でございます。

その中の第22条のリスク分担において、管理業務を実施するに当たり支障を生じさせるおそれのある事項の分担については、別記4「リスク分担表」のとおりとするとあります。

別記4「リスク分担表」の上から4段目、種類、物価、内容、経済動向による物価変動については、市、指定管理者の協議事項との定めに基づいて、何度も協議の場を持ってまいりました。

一方で、物価高騰の影響についての調査も並行して行ってまいりました。

委員会資料の9ページを御覧ください。

上の表については、電気、ガス、水道使用料が物価高騰によってどの程度影響が出ているかを検討したものです。その結果、右下に記載の約280万円ほど影響があると想定いたしております。

企業努力だけでは吸収することが困難な事態となっているため、当課といたしましては、この件について支援を検討してまいりたいと考えております。

株式会社熊野古道おわせからの要望についての御報告は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

今、課長補佐のほうから支援したいと考えておりますというけれども、もっと具体的に説明していただいたら、この数字をあれなんですか、差額の計画と書いていますけれども、資料3、もっと踏み込んで答えていただいても結構でございますので。

○世古商工観光課長補佐兼係長 現在こちらのほうで光熱費高騰による影響がどれぐらい出ているかというところを、前回の指定管理の期間の平均の価格とそれぞれの年度の金額の差額を算出いたしました。

こちらについては、今現段階でのこれぐらいが会社として影響が出ている額、光熱費高騰による影響が出ている額というふうな想定で算出しておるものでございま

す。

○南委員長 説明は以上でございます。

ただいまの説明について御質疑、御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 これ、やっておってガスが高騰、電気が高騰したからって、これ泣き言ですよ。これ分かっておって指定管理で受けておるんでしょう、最初から。どの業者でもそうですよ。

委員長が最初にこれ認めてあげたいからという要らん一言があったので、ちょっとかちんときたもんで言わせてもらいますけど、これ、どこの業界でもそれ、あれですよ。ウクライナじゃ、ハマスじゃって書いていますけど、みんな影響を受けていますよ、これ。

それで、逆に言ったら、バイズミーティングでも、わざわざ尾鷲市のお金を使ってお客さんを運んでもらっておるんでしょう。自分ところの企業努力って、これ、何やっておるんですか。写真、見て、もう設備が古くなっておるからって、今これ出していますけど、この写真なんかメンテやっていないのの証拠でしょう。ふだんからきちんと清掃しておきゃ、ここまで汚れることはない。

それを泣き言で尾鷲市に何かを陳情してくるのであれば、やめてしまいなさいと僕は言いたいですね、指定管理なんか。

尾鷲直営でやるのであれば、尾鷲の税金を払うのは仕方ないと思いますけど、これ一つの会社だけにこういうので泣き言を聞いておったら、これ、フェアではないと思います。

○世古商工観光課長補佐兼係長 今、西川委員からおっしゃっていただいたことについては、夢古道おわせに関しましては、市の集客施設であるということと、市が指定管理をして運営していただいているということ、それから、温浴施設としてはもうあそこしかないというところもありますし、なくしてしまうわけにはいかないというふうに考えておりますので、このような報告をさせていただいております。

○西川委員 そうしたら、市直営でやればええじゃないですか、別に。一々その特定の会社に頼むのであれば、市直営でやればええやないですか。そうしたら、市のお金だったら、皆さん文句、言いませんよ、税金からお金、出しても。特定の企業に対し、夢古道おわせだけに対しそれをするのは不公平じゃないのかと言っておるんですよ。幾ら、市にとって大事な施設と言うのであれば、市が直営ですべきであると思います。

○世古商工観光課長補佐兼係長 直営の議論につきましても、現在直営にした場

合とこのまま続けた場合とかというようなことで協議を始めたところであります。実際直営にできるかどうかというところも含めて、検討のほうは続けていきたいと思っております。

○西川委員 その検討を早く進めてからこれを出してくるべきじゃないですか。

その検討も全部終わっていないのに陳情書を認めるということは、僕はできません。

○下村副市長 要望書にありますように、コロナ禍と急激な経営環境の悪化に伴うというのは、令和4年度からの指定管理ということで、当然コロナ禍の中でのことであって、これはもう当然分かっておったことであるということで、私どももその点については、それに対する支援というのはちょっと難しいのではないかと。

ただ、光熱水費高騰となりますと、市の施設でもあり、それで、当時学校、ごみ焼却場、文化会館、公民館等の光熱水費も令和4年度には急騰があり、9月補正、12月補正で補正を増額しました。

また、5年度当初予算においても、前年度当初予算比に対して何%かのアップで予算計上したということもありますので、この光熱水費の高騰分については、先ほどの物価高騰分ということで、物価変動に伴う協議事項に沿って、前回の指定管理の期間、令和元年、2年、3年の平均と現在の差額分は高騰分として見てもよろしいかなというふうに考えて報告させていただいております。

○西川委員 これは僕たちが議論する場じゃないと思うんですよ。これ株式会社夢古道さんが、どうします、このままじゃもうやっていけませんよといって、そういう議論する場であって、幾ら、コロナじゃ、光熱費の高騰、こんなん一つの会社に認めたら、ほかの指定管理、例えば文化会館、ああいうところでも光熱費がって言い出しゃ、そんなもの、切りがないから、僕はそういうのを認めるべきじゃないと言っとん。

熊野古道おわせ自体が考えることであって、それで市民からの税金で賄ってくれというのであれば、もう直営でするしかないと言っとんですよ。それを話を変えないでください。

○下村副市長 その辺も私どもも他の指定管理施設との兼ね合いもありまして、確認しております。特に尾鷲市斎場、福祉保健課の聖光園、市民文化会館等について確認しておりますが、やはり斎場等につきましては、管理料ということで指定管理料、光熱水費はある程度高い設定で見えておりますので、令和4年度は500万円程度の黒字もあったということで、光熱水費高騰による増額は当然考えておりません。

また、聖光園につきましては、基準額、いわゆる措置費で実施しておりますので、国からの決められた措置費の計算で上げておりますので、光熱水費高騰による増額というのはないということで、それと、文化会館につきましても、ちょっと稼働率の問題もあるんですけど、光熱水費の増額というのは現在考えていないということであります。

○西川委員　いや、光熱費が云々ってだけにとられるのではなく、各ほかの指定管理のところは、いや、自分たちで努力をやっておるわけですね、黒字ということは。こんなもの、尾鷲市へ頭下げりゃ見てもらえる、見てもらえる。

この前も何か修理、尾鷲市が見ましたよね。あのときの内容を僕ちょっと覚えておるんですけど、シャワーヘッドの取替え、これ、一遍に替えんなんものですか。個々で替えりゃ自分のところで払わなあかんから、高額になるように全部まとめてひっくるめて払うと尾鷲市が払うシステムになっておるから、そうやってやってきたんでしょ。

俺そのときもちょっと黙っていましたが、これで自分たちの努力は何をやっておるのか。夢古道おわせはどういう努力をして、口先だけの努力やったら見えないじゃないですか、何をやってきたか。本当にほかのところがやれておるのに、やれていないところの泣き言を聞くべきではないと思います。

○下村副市長　確かに委員のおっしゃるとおり、営業努力が足りない部分があることについて支援するつもりはこちらは当然ありませんということは会社側には伝えております。

ですので、商工観光課のほうも、いわゆる夢古道おわせのお客さんを増やすために、夢古道おわせ側といろいろ協議をしながら各種イベントを企画していくというふうな形を取らせていただいておりますが、今回の要望は、光熱水費高騰の分だけでも御支援願いたいというようなお話がありましたので、私どもも物価ということで協議させていただいて、予算計上したいというふうに考えております。

○西川委員　以前視察に行ったときに、行政常任委員長が何か困ったことがあったら議会に言ってくださいねというようなことを言うからこうなるんですよ。

○南委員長　西川委員、それはちょっと聞き捨てならんな、それは。

○西川委員　聞き捨てならんって、言っとるんですよ、僕は聞いておるから。協議するなら分かるよ。

○南委員長　委員長として行ったら、当然の僕は言葉だと思うんですが、それを真っ向から否定されてしまうとね、見解の相違やもんで、これ以上の議論はしませ

んけれども、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

○西川委員　　そういうことを言って光熱費、じゃ、ロシアとウクライナ、何年やっておるんですか、戦争。

○南委員長　　もうじき2年ですね。

○西川委員　　じゃ、その戦争が始まった時点で光熱費が上がるのは分かり切っておることじゃないですか。

○南委員長　　そうなんですけれども、今回例えば水道料金ね、来年度から三十数%値上げするんですわ。

○西川委員　　知っていますよ。

○南委員長　　だから、そういったことも踏まえてでしょう、副市長、違うんですか。そこら辺明確に言ってもらわんことにはさ。

○下村副市長　　先ほど課長補佐のほうから御説明させていただいたとおり、前回の指定管理を受けていただいた期間、令和元年度から3年度の電気、ガス、水道代の平均値と比較し、令和5年、令和6年、先ほど委員長がおっしゃられたように、水道料金については6年度、今年4月から料金改定を予定しておりますので、その数字を加味して、その差額は支援したいということでございます。

○西川委員　　じゃあさ、この戦争がずっと長引けば長引くほど、ずっと尾鷲はこの夢古道おわせに支援し続けるんですか。光熱費はこれからもっと上がりますよ。これトリガー条項でも発動して、逆に光熱費が下がったときだったらいいですよ。それだったら、そのときのトリガー条項が発動して光熱費が下がったときのことを、前尾鷲が立て替えたということで返納してくれるんだったらいいですけど、光熱費が上がったからといって、これ、ただの泣き言ですよ。

○南委員長　　西川委員さんのお話も理解できるんですけれども、この指定管理制度で4年、5年、6年と、今夢古道おわせと指定管理をされてみえると思うんですね、協定に基づいて。

ただ、もう一年残っているということで、僕らもそれ執行部のほうとは、次の指定管理を行う場合は今の制度では駄目ですよということは再三指摘をさせていただいております。

もう一年は、今の形で株式会社夢古道おわせが指定管理をもう一年は行っていたく契約をしておりますので、次からは、7年度以降はまた新たな募集をかけて、いろんな制度改正するのであれば、また違った形の経営になると思いますので、そういったことを御理解の上で御発言をお願いいたします。

○西川委員　いや、御理解の上って、皆さん1年先、2年先って読めんわけじゃないですか。それを僕はあと1年あるからと、あと1年歯を食いしばって頑張りやええやないですか。何ですか、この写真は。これは使えば使うほど古くなってきますよ。メンテをきちっと、ここの写真を見ただけでも、自分たちの努力が全く見えない、これは。もっと長寿命化できるはずですよ、これ。何にも手入れされていない。それで泣き言だけ言うというのは間違っておると言っておるんです、僕は。

○南委員長　執行部のほう答弁お願いします。

○下村副市長　当然施設のメンテにつきましても、指定管理のほうでやっていただきたいということは当然あります。

ただ、先ほど言いましたように、令和7年度からの募集につきましては、令和6年度中に募集、いわゆる指定管理者の募集が始まります。そのため、委員長が先ほどおっしゃられたように、いわゆる募集要項、それと協定書の中身について、現在担当課で精査しておるようなことであります。

大変申し訳ございませんが、令和23年の水道料金の改定の際も、その料金改定の差額分を支出した経緯もございますので、今回も6年度からの水道料金改定を加味させていただいたものでございます。

○西川委員　だったら、あと1年と少し、歯を食いしばってやってもらええじゃないですか。そうじゃないと、ほかの市民が納得しませんよ、これ。何や、あそこだけ、もう何やっても市で見てもらえるのかという不満を絶対市民は持つておると思います、多分。この中継を見て、おお、そのとおりのやと言っておる人、おると思いますよ、何であそこだけ見てもらえるんやと。

鋭意努力して赤字を減らす方向に向かうほうに行ってもらってくださいよ、おねだり陳情ではなく。そうやないと、僕も納得しませんけど、市民の方も納得しないと思います。

○下村副市長　先ほどから何度も申し上げておりますが、営業努力が足らず、収益が下がったので支援をお願いしますということは一切認められないと。ただ、今回は光熱水費の高騰ということで、市の施設、庁舎、先ほども言いました学校など市の施設につきましても、光熱水費の予算はそれなりに上げさせていただいた経緯もあって、今回は物価高騰ということで、その差額分だけは出させていたきたいというふうにお願いするところです。

○西川委員　先ほども言わせてもらいましたが、納得できないものは納得できませんと。逆に、副市長が市民の皆さんの声を聞いてくださいよ。こんなもの、あ

あ、そうやって尾鷲の湯やからしてやるべきやというのか、夢古道おわせで、自分のところで自分の尻、拭わんかいて、例えば、ボイラー使っておるところは、うちらでも、光熱費、物すごい要るんやって思っておる業者、いっぱいありますよ。それで、さらなる努力ですよ。さらなる努力をしてくださいというんですよ。今までやってきた努力は分かりますよ。さらなる新しい努力を、みんなで意見を出し合って夢古道が解決する問題で、尾鷲市民が払う税金から払うべきではないと思っておると言っておるだけです。

○世古商工観光課長補佐兼係長 会社側の努力に関しましては、担当課のほうと協議させていただいて、いろいろな案を出しながら、集客増に向けての対策のほうを今進めているところです。

直近で言いますと2月、今現在開催中ですがけれども、ウォーキングイベントをさせていただいて、施設のほうを回ってもらうというような取組ですとか、実際どういう形になるかは分かりませんが、リピーターとしてどんどん来ていただくような取組であるとか、新規のお客様をお迎えできるような取組とかというのを今後どんどんやっていくという方向で話を進めておりますので、御理解ください。

○西川委員 それは市がやっておる努力でしょう。何かのイベントで夢古道の湯に寄ってもらうためのウォーキングイベントでしょう。それは尾鷲市がやっておるわけでしょう。

これ、指定管理やっとするんやから、指定管理者の夢古道おわせがやれと言っておるんですよ、僕は、努力を。

○加藤市長 いろいろと西川委員のお話も聞きましたんですけど、もう一度ちょっとこの夢古道の湯というものの自体が、さっき課長補佐から申しあげましたように、唯一の温浴施設であって、これを基にしながら、市は集客施設として交流人口を高めようという非常に大きな事業なんです。

それを、正直申しまして毎年960万でしたか、指定管理料を支払って、4、5、6をやってもらうというような状況。これが赤字になって云々等々と、企業努力で、やっぱり営業がマイナスどうのこうのになったというのは、さっきから副市長も何度も申しあげておりますが、それは関係ないことだと、企業努力でやってください、西川委員のおっしゃるとおりなので。そういう中で、特に今回の場合については、物価変動という大きな事象が起きたわけなんです。

その中で、令和元年から令和3年の平均値を取ると、要するに光熱水費というのはこうなっていて、これ、4年の分は入れていません。それで、5年、6年を今後

どうフォローしていくのかというような形の中で、要するに物価変動に伴う、要するに光熱水費の値上げに伴って、何とかその分の960万以外の補填をしていきたいと。

今回この光熱水費については、ほかの指定管理については、光熱水費は全部指定管理料の中に含まれておりますんですけども、この夢古道の湯の光熱水費というのは、要するに収益でもってそれを賄うというような形で運営しておりますので、今回のような大きな物価高、要するに光熱水道高というものについて、何とか補填してあげたいという思いでございます。

○西川委員 補填してあげたいんだったら、補填してあげたい人たちの報酬からあげてください。税金から賄うものではないと思っています。

○加藤市長 何度も申し上げますけれども、この夢古道の湯をもって、ここを要するに数少ない尾鷲市の交流人口を高める場所であるということで非常に重要な場所と考えております。そのためにも、やはり物価変動に伴う助成ということが必要ではなかろうかと私は思っております。

○中村委員 すみません、教えてください。

この外壁の張り替え修繕は2月27日から始まりますけれども、これは夢古道がされるのですか、それとも公費でされるのですか、どちらですか。

○世古商工観光課長補佐兼係長 こちらは公費のほうで、当初予算のほうでも御説明させていただきましたが、紀北信用金庫様の御協力をいただいて、中央信金からいただいた企業版ふるさと納税のお金も活用して修繕させていただくことになっています。

○中村委員 本当にこれ見てメンテナンスが悪いと言われたら、そのとおりやと思うんですよ。これ、一部どうしようもないのもあるかもしれないんですけど、これ、日頃のメンテナンス、特に木というのは、磨いたらこんなことにはならないんですよ。これを公費でされますよね。

この収支を見たときに、これ今、令和5年度で今4,200万ですよ、売上げ。これ、あと2か月で約1,000万増えて5,000万、それで、指定管理料が1,000万で6,000万のうち、これ光熱費1,500万なんですよ。

それで、お風呂の場合、飲食店でも、すごくすごくいい良心的な飲食店、原材料費30%使って、施設30%、人件費30%ぐらいでかつかつ回っていくとして、これ、飲食店で言うところの材料費なんです。もう要するに水と電気とガスだけで成り立っていて、おまけにこれ大型のこういう施設費というのはほとんど尾鷲市

ですよ。あと、6,000万から1,500万引いた残り、これ全て人件費ですよ。これ普通で考えたら優良企業なんです。

そやから、これ利益が出えへんという施設を自分で持っていて直していくんやったらまた別ですけども、施設費は要らん、家賃も要らん、これ修繕費も公費で、6,000万の事業費で、材料費、これ1,500万だけ、それを200万まだ持ってくれ。

これ、やっぱり今西川委員も言われたけれども、本当に市民がこの数字を見て、数字を知って、一般中小企業がこれを見たときに、いや、ほんまに補填せなあかんのと今思ってしまったんですよ。

それと、水道の値上げってもうずっと前から分かっていたことですし、それに対するお風呂の値上げもしていますよね、水道代に比例して。それをまた見やなあかんというのも話がもう一つおかしいし、これね、尾鷲市が今からそれこそ200万かけてソーラーパネルを置いて電気代の軽減とかバイオマスのボイラーを入れて自分らでまきをたけというなら分かりますよ。

西川委員も言われたように、今からこれエネルギー代どれだけでも上がっていくのをがんがん尾鷲市が補填して、これ1人今お風呂、幾ら取られているのか知りませんが、1人1,000円にしても、プラス2,000円、3,000円尾鷲市が補填してお風呂に入ってもらふ必要があるのかと。それが尾鷲の産業復興になるのか。それ全部尾鷲市の税金突っ込んでそれをやっていく必要が本当にあるのかというところまでもう一回考えなあかんと思うんですよ。突っ込んでいったら何でもええ、たったこれ5万人の集客のために、一体尾鷲市が1,000万、2,000万、どれだけ突っ込むんですかという話じゃないですか。

だから、本当に直営を考えるのか、これ減価償却として本当に材料費と、これ残りの人件費、6,000万引く1,500万、残り全部人件費ですかという話で、幾らもらっているんですかという話になってくるんですよ。

だから、ちょっとこれ、ほんまに何が何でもこの赤字なのか、ちょっと企業としての決算書をまず出していただいてからこの200万の補填をしたほうがええと思うんですよ。何にこれだけ赤字なのか。それもよくよく考える。

これ、何でもか言ったら、令和4年の時点でコロナやったし、もう分かっている、これ、受けられているわけですよ。なおかつ、人件費を3年間やって、やっていけると踏んで、これ入札に応じられているわけですよ。

だから、そこで、いやいや、この200万がどうしても足りないんです、赤字で

すと言われたときに、燃料費の差額の２００万じゃなくて、何が原因で赤字がこれだけ増えて、賄えへんからこれをどうしても見てくださいますかってこられるべきですし、この出し方自体がすごく市民の方の共感を得られる出し方かどうかということをもう一回考えられたらいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○南委員長　結構ごもっともな御意見だと僕も思いますし、だから、今も西川委員が言われたように直営でいくのか、それとも、次の指定管理制度を大幅に変えていくのか、まず、あともう一年しかないんですよ。

やっぱりそこら辺は、もう副市長は今検討中ですよという言葉なんですけれども、そこら辺はやっぱりある程度早急に明確にすべきだと思います、僕もね。

○下村副市長　熊野古道おわせとの協議の中でも、やはり当初から関わっていた会社ということで、そもそもこの夢古道の湯は海洋深層水を活用し、ＰＲしていくということで、海洋深層水も尾鷲市の資源であり、この資源をいかに活用していくかということでこの温浴施設、この温浴施設も尾鷲市の観光資源でもございますので、夢古道おわせを活用して尾鷲市の集客につなげていくというのが最初のお話でありますので、やはり営業努力については、委員の皆さんの言われるようにまだまだ足りないものと私どももちょっと感じておって、やはりてこ押し、それと、会社としての努力は当然踏んでもらうべきですよというのは役員さんにも必ず伝えておりますので、今回につきましては、その営業努力分は当然見ることはできないということで役員さんにもお話しさせていただいております。

ですので、来年度からの指定管理の選定に当たっては、やはり先ほどからお話しさせていただいておりますように、募集要項、それと、協定の中身について、もっとシビアにいけるものとしていきたいと思っております。

○中村委員　いやいや、それは早急に出していただきたいんですけど、今これ助成してあげたいんやったら、今言ったように、売上げ６，０００万から１，５００万の電気、水道、ガス代を引いた４，５００万という使い道ですよ。この４，５００万が全て人件費なわけですよ、だって、これ、何代も要らんねんから。そんなんやったら、それでこの１，５００万の２００万が賄えへんのかというところの細かい数字を出してもらわな、ああ、そうですね、もう本当に、これ、大変ですね、やっていけませんよねというところがちょっと見えてこないと思うんですけど、そこら出される気はないんですか。

○世古商工観光課長補佐兼係長　今手元にある資料でいきますと、令和３年度の

分しかちょっと手持ちがないんですが、そのときで経費として5,200万ほどかかっております。そのうちの人件費が2,000万ほどということになっております。それ以外の経費につきましては、修繕であるとか、施設で使っているリース料であるとか、そういったもろもろのものがかかってきております。それが3,000万円程度ということになっております。

○中村委員 年間3,000万のリース代とその修繕費ってすごいお金なんですよ。それ、明細、出してもらわな、何に、一体何のリースに何千万も、重機、何台借りたんですかという話になってくるから、それね、悪いですけども、本当に明細を出して、委員会でもんで、本当にこの200万出ませんよねって、人件費2,000万しか使っていないくて、あとの3,000万がリース代、それこそ建物のリース代も払っていないのに、お風呂について、ボイラーも自前やし、一体何のリースかやっぱりそれはもう細かく出してください。

○世古商工観光課長補佐兼係長 一例としてリースということではいただきましたけれども、保守とか、この中で一番割合が多いのがやっぱり水道光熱費で、3,000万のうちの1,500万ほどが水道光熱費として使われております。

○中村委員 いや、それ今出ているじゃないですか。そやから、売上げが6,000万あって、1,500万が水道光熱でしょう。ほんで、あとの2,000万が人件費でしょう。3,500万ですよ。あとの残りがあるじゃないですか。そやから、その明細を出してもらわな、この200万が賄われへんかどうかという、補修費は、今これも外壁は尾鷲市がする、大型のことは全部尾鷲市がする。ほんなんやったら、この会社がどれだけの補修費を年間払って何に使われたのかという明細を出してもらわな、本当にこの補填がせなあかんものやったらしたらええと思うんですよ。

ほんで、せなあかんにしても、毎年垂れ流すんじゃなくて、ソーラーを200万円分入れて、電気代をもう今後ゼロにしていくとか、ボイラーも重油じゃなくて、バイオマス木質を燃やせて、重油代をどんどん軽減していくボイラーに替える費用を出すとか、考えることは何ぼでもあると思うんですよ。

ただ、お金を突っ込んだらええものじゃないんですよ。何でかといったら、お金は永遠に突っ込まなあかんのですよ。そのために、違うものを入れて電気代を軽減していくとかというやり方というのを考えるべきですよ。

今回安易に足らんから出してやってくれじゃ、それはあまりにも無策ですよ。足らんから出してやってくれじゃないです。足らんのはもう分かっているんやから、

足らんのやったら何が理由で足らないのか、今後どうしたら最小で尾鷲市の負担が済むのか、そこを考えやな、２００万出したってくださいじゃないと思うんですよ。２００万でソーラーパネルを入れたほうがまだましやと思うんですけど、そこらについて何か策を考えてから出してこられましたか。

○加藤市長　私が認識しているのは、足らないから出してくれというんじゃないしに、この物価高騰分についての分の差額を出していただきたいと。電気や光熱水道費には、先ほど申し上げましたように、売上収益からその中の費用を差引いた分が先ほど申し上げておりますように１，５００万とか１，６００万で、今私が持っている資料の中で、これはどうなんだ、熊野古道全体としての資料しかないんですけども、全体としては、平成３０年度から大きな赤字を出しております。ずっと赤字です、赤字です。

この分についての大きなあれは、先ほど御指摘のありましたように人件費が２，０００万程度、それから、水道光熱費が一千五、六百万程度、その他、保守管理料とかリース料、これで７００万程度というようなもろもろのあれを入れまして、大体令和４年度は大きな赤字が出たと、令和４年度はね。

５年度についても、やはりこれだけの光熱水道費のアップでもって、５年度、６年度については赤字をさらにあれするんですけど、これは企業努力ですから、これは関係ない。

赤字の補填分じゃないんです。あくまでも物価高騰による水光熱費の当初の指定管理に比べてこれぐらいの数字が伸びますので、これを要するに助成金として出していただけないか。

赤字を全部補填するという、一切じゃない、それは申し上げておりません。常にここは赤字なんです。さらに赤字を繰り返すでしょう。でも、しかし、この物価高騰分の分だけは何とかやはり異例の話ですので、これは助成したいと考えております。

ただ、先ほど申しましたように、指定管理の間での、指定管理幾つかやっていますけれども、ほかの指定管理に対しては、全て指定管理の中に光熱水道費は全部含まれておりますけれども、今回は、ここの夢古道の湯の場合の指定管理料の中に光熱水道費は含まれておりません。事業でもってやっていくというような方向で今進んでいます。

以上です。

○中村委員　光熱費は別建ての契約になっているんですか。

○世古商工観光課長補佐兼係長　　今のお話は、光熱水費に関しましては、指定管理料、うちからお渡ししている中で賄えるか賄えないかというお話であって、指定管理料の中では対象外になっております。

○中村委員　　ということは、それは企業努力の企業の中の話であって、指定管理料と関係ないんやったら、その指定管理で受けているのとは別の経営ですよ。指定管理料の中に水道光熱が入っていないとしたら、それ以外のところは全て企業努力の話じゃないですか。どうしてそこで入ってくるんですか。

私、ごめんなさい、指定管理の中に入っているから今回これが出てきているんやと思っていたんですけれども、全く企業努力の中で別個に受けられているんやったら、こういう話が何で出てくるんですか。

○南委員長　　審査というよりか、長引くようですので、まだ、ここで、昼食のため休憩します。ちょっと一旦落ち着いてから、仕切り直しでやりましょう。

再開は、２時からいたします。

(休憩　午後　０時４７分)

(再開　午後　１時５８分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

休憩前に中村委員さんの質問の中で、市長もそうなんですけれども、世古課長補佐が、光熱水費については対象外というような答弁があったように思われますけれども、当然今回の支援体制というのか、(聴取不能)に当たって、当然この項目は見直しを始めておるんでしょう。それだけはもう先に明確に答えてもらわんことには。

○世古商工観光課長補佐兼係長　　現在の協定の内容ですと、確かに午前中に申し上げましたとおり、光熱費については対象外というふうになっておりますけれども、今回この報告させていただいている内容に合わせた形で協定のほうの見直しのほうを進めております。

○南委員長　　分かりました。初めからもう言ってほしかったな、それを。

それでは、中村委員。

○中村委員　　何でそれをしてから出してきいへんかったんですか。

○南委員長　　今その話した。

○中村委員　　そやから、進めますじゃなくて、順番逆ですよ。これ、ないのに、ここへ持ってきて、この時間全部無駄やったわけでしょう。

○南委員長　　前段から遡って話をすれば、そういうことになると思われますし、ただ、今回、まだ予算計上ではないということでもありますので、その点だけは御理解を願いたいと思うんですけれども。

○中村委員　　だから、手続として、まずそれをして、委員会に持ってきてというのが順序ですよということで、それこそ私たちは何をしていたんですかになるから、そやから、委員長が言われたみたいに、まず認めたってくださいじゃなくて、まず仕事をしてくださいという感じで、そやから、やることをやってから出してきていただいて、その後いろいろな話が出てくるなら分かるけど、載っていないことについて、例えばやり方が全て間違っているわけでしょう。これは何で出すと言ったって、補助金。何やったって。

今回出してくださいというのの出し方も間違っているし、進め方も間違っているし、やっていることが全部これ前後逆さまになっているということ自体が問題であって、まず、そのところを委員会としてちゃんとしてください。

○南委員長　　中村委員さんのおっしゃるとおりで、物事には順序があります。本来であれば、指定管理の判断基準の中で、当初説明がありましたけれども、リスク分担表の話をしましたけれども、経済動向による物価変動は協議事項ということを取って今回の説明を聞いておったわけなんですけれども、それ以前に、指定管理料の経費の判断基準の中で水道光熱費については対象外、ただし、海洋深層水は対象という形でありますけれども、これも同時併用に合わせてこの見直しを行っておりますというようなことをまず冒頭に述べていただいてから今回の説明をするべきだったと、委員会としてもきつく注意をいたしたいと思います。

○濱中委員　　すみません、これ予算の本審査は定例会になりますよね。

○南委員長　　そうです、それも先ほど言いましたので。

○濱中委員　　委員長の言われたことを十分理解した上で、今は、私、これずっとある程度報告のつもりで聞いておったところはあるんですけれども、本予算までには間に合いますか。

○世古商工観光課長補佐兼係長　　もちろんそこを整理していないと上げることができないと思っておりますので。

○下村副市長　　内部のことで大変申し訳ございませんが、今回のこの要望に対し、光熱水費の差額分を出すのであれば、経済動向による物価変動ということしかない。そうなれば、指定管理料の対象経費の判断基準を見直すしかないよということ担当課には伝えておったんですが、それが私としても、定例会までにやってくれ

ればいいかなというふうに思っておったんですが、この委員会でまだできていないということでございましたので、それはもう大変申し訳なく思っております。

○南委員長 分かりました。以後、よろしくお願いいたします。

○仲委員 ちょっと遡るような話で申し訳ないですけど、今回その１ページのほうは、令和５年１１月２４日に熊野古道おわせから要望書として出てきたと。既に、１２、１、２と二、三か月たったんやけど、これはあくまで指定管理の指定をされて債務負担行為、４、５、６、３年間の指定管理を取っておるということで、その後で、言うたら助成金なり額を上げるというのは、多分苦渋の決断だと思います。

中身を見ると、言うたら５期連続の赤字計上により資本金を食ってしまったと、加えて借入金が１，８００万あるという中で、今後５年も含めて２か年、やはりやり繰りがもうかなり厳しいという状況が推察されます。

市長の答弁を聞いておっても、言うたら唯一の集客交流、夢古道おわせの唯一の集客交流は熊野古道センターと併用して、やっぱり集客交流の拠点として、市長としてはどうしても守りたいという考え方がさきのあれで答弁もありましたもので、何とかできんかなという気持ちは確かにあります。

それで、質問なんですけど、８ページの別記４「リスク分担表」とあるんですけど、ちょうど市長も聞きたいんやけど、その前のリスク分担、第２２条を受けて、別記４で経済動向による物価変動、これが協議事項というのは、これはもう随分前から多分あるんでしょうね。

その中で、経済動向による物価変動というのは、ここで確かめたいんやけど、光熱水費ということでよろしいですね。

○下村副市長 今回に関しましては、光熱水費の値上がりということは物価変動ということ捉えての報告でございます。

○仲委員 そうすると、まず、単純に考えて、やはり指定管理者の協定の中でリスク分担が２２条にあって、物価変動があった場合は協議ができるということは、協議の中で、プラスアルファが生じるということが想定したものでこれがつくられたということでよろしいですか。

○下村副市長 はい、そのとおりでございます。

○仲委員 ということであれば、あくまで担当課も市長も光熱水費は対象外という中で、それは指定管理料には含まれていなかったと。ただ、今回の計算式は３か年の、例えば令和元年度から３年度までの平均と今年度の５年度、６年度を比較して、これだけ２８０万ぐらい差額があるというような、元年度から３年度をベース

にして考えた場合、少なくとも、ここにおいても指定管理料は入っていなかったと。入っていない中で、超えた分は何とか助成をしたいということは、市長、どうしても尾鷲の集客交流の唯一の拠点を守りたいという意味ですね。

○加藤市長 さっき仲委員がおっしゃっていますように、尾鷲市について、やっぱり観光交流拠点というものはどうしてもつくっていかなきゃならない。大きなやはり三重県の県立の熊野古道センターとリンクしながら、我々としても、先ほど課長補佐のほうから話しましたように、もう唯一の温浴施設、温浴施設に対してはこれは守っていかなきゃならないと。

特に最近のブーム、もうずっとブームなんですけど、やっぱり温浴というものについて、観光の一つの要素として含まれて、これは残していきたいと、そういう強い思いで、今回提案させていただいておるわけでございます。

○仲委員 そういうことで理解をするんですけど、少なくとも夢古道は深層水の水を使っておると、ここがやっぱり閉鎖なり長期に休業するようになるというのと、深層水自体も使えないと。それで、古道センターの併用もやはり落ちるという意味で、どうしても守りたいということで理解はしたいと思います。

以上です。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○仲委員 もし答弁あったら。

○南委員長 市長、答弁。

○加藤市長 おっしゃるように、私としては、いろいろやはり何と申し上げましても、この温浴施設をずっと維持しながら、尾鷲市の中核施設である観光交流施設として、中核施設として守って、どんどんどんどんやっぱり交流人口を増やしていきたいという、こういう強い思いでございます。

○濱中委員 やっぱり市長のその強い思いがあるのであれば、現在の会社がこのまま続けて、また次の契約更新ができるのか、新たなところがするのか、また、最初に議論があったみたいに直営になるのかということにしてでも、やっぱりきちんと経営分析まで市が関わるということが大事なのかなと思っておりまして、指定管理制度の中で、やはり分かりやすく私が説明を受けたのは、やっぱり三重交通本体の経営に市が口を挟むものではなくて、バスの運行を委託しているところだけを見るというのが本来そういう形やったんですけれども、夢古道の場合の指定管理に関してはやはり特殊なものがありましたから、きちんと分けていなかったりとか、今までずさんであった経理の部分も、ここ二、三年できちんと見直しをされていると

いうふうに私は理解しておるんですけど、その中で、きちんと帳簿の確認をして、どこが無駄になっておるのか、どこが余分なのかというあたりも担当のほうではきちっと把握をできるような形はお願いしたいなと思うんです。

人件費に関しましては、やはりそれだけ地元の人の働く場にもなっていて、きちんとそこで就業、就労というものが確立されておる部分というのは認めなあかん部分やと思うんですけれども、その人数配分に関しても、市はきちんとお互いに協議、アドバイスできるような立場をしていっていただきたいと思うので、それは要望としてお願いしたいと思います。

○南委員長 要望ということで。

○中村委員 今エネルギー、物価高騰とおっしゃいましたけれども、これ令和4年に契約されていますよね、4、5、6で。

この3ページを見ていただきたいんですけれども、まず、一番上の表の令和4年のキロワットで、これ単価が48.6から38.6ですよ。下のガス、令和4年、298.2から255.6、これ別にそんなに上がっていませんよね。これ分かっていて受けているわけですよ、令和4年のときにこの単価で受けてみえるんですよ。

分かっていて受けていて、何にもこれ反対にガスは下がっているし、電気も別に下がっているし、これは施設費、何やろ、これ、一番下のほうが少し上がっているけれども、これ、何で令和元年から3年平均からどれだけ上がったから200万補助せなあかんという理論自体がおかしいでしょう。だって、これ4年、4、5、6と受けているわけですよ。

4年から5年が急激に上がっている、5年から6年が急激に上がったなら考えられたらいいけれども、これを4年で受けておきながら、なぜ令和元年のときからこれだけ上がっていますと、これ、おかしいですよ。根拠自体がおかしいので、根拠をもう一度見直していただけますか。

○下村副市長 これ、4年度から高騰ということが起こっております。ただ、4年度はもう既に終わっておりますので、私どもは、4年度はもう見ないと、5年度、6年度分を見るということでございます。

○中村委員 ですから、それは4年度の単価に対してどれだけ上がったかを見るべきであって、何で元年度から3年度までの平均と比較するんですかとお伺いしているんです。

○下村副市長 4年度から契約を受けるに際して、基となるのはやはり直近の3年間の平均、我々でも当初予算を組むのに前年度の資料というんですか、実績を見

ながら予算を組んでいくという形になりますので。

- 中村委員　　もう既にこれきっと受けるときに分かっている話やと思うんですよ。ほんで、それを前年度で、もう一つ、これもともと入っていないとおっしゃったじゃないですか。委託管理に入っていない、自分で自助努力でここは自分でもうけてやってくれる部分であって、その部分を受けるときに尾鷲市がその値段を勘案してこれ委託管理を受けているんやったら、令和元年度から３年度までの平均でこの単価出して、１，０００万で渡しています、それやったら無理ですね、分かるけれども、それを入っていない別のところの委託管理を受けさせて、これはこの会社が自分でできると計算して、これで入札して受けたわけでしょう。

その部分、そやから、はなからこれは書かれていない部分について、私らがごちゃごちゃごちゃごちゃ言う必要というのはないでしょうというのが一番最初の話であって、何でそれを今頃になって令和元年から３年のところで足らんから今これですって。それやったら、最初からその一番最初のもともとのところに入れておかなあかんじゃないですかと言っているんです。

それが間に合わへんのやったら間に合わせてくださいと言っているのであって、そやから、話の順番がなんせおかしいでしょうと言っているじゃないですか。

- 加藤市長　　委員御指摘の令和４年度の単価、これだけ上がっています、令和４年度ね。施設夢古道の湯、２９８．２円。これ、令和４年度中に発生したことで、令和元年から令和３年まで平均して、その前に、またこの状況になるとは誰しも思っていなかったと私は思っています。令和４年度に高騰したんですね。

しかし、我々としては、過去のことは要するにもう駄目やと、だから、５年、６年の要するに伸び率だけ何とか助成したいという話なんです。

４年度からスタートして４８．６になったんじゃないしに、令和４年４月１日から令和５年３月３１日の平均が要するに単価としてこうなったと言われているので、継続しているわけなんですね。

その辺のところをちょっと十分御理解していただいて、４年度のマイナス分については、我々は要するに過去のことだから一切見ない。５年度、６年度に対して、これに対して何とかやりたいと、こういう考え方で先ほどから説明させていただいているということです。

- 中村委員　　それ、言われるんやったら、値が下がっているでしょう、４８．６から３８．６に下がっているんですよ。それで値上がったというのは、使い方が使い過ぎたからですか。

下の単価が38.6になっているじゃないですか。その下のガス代にしても、298.2から255.6に単価は下がっているんですよ。なのに、その前の年より高くなっていますけれども、そやから、4年度から5年度、5年度から6年度というのが、それが下がっていったら、ほんならどうするんですかと、西川委員が言われたみたいに返してもらおうんですかになってくるじゃないですか。

だから、もともと、ごめん、もともとこれは入っていないというところが問題であって、委託管理にこれが入っていないのに、あとはこれは自助努力でやるという分野であるにもかかわらずこれを出してききたいんやったら、まずそっちを書き換えてくださいというお願いであって、出したらあかんという話じゃない、まず書き換えてくださいというお願いです。

○下村副市長 5年度で下がっておるのは、国の補助があって、単価が下がっております。

○中村委員 何やろうが下がった事実は事実じゃないですか。国の助成金があったから下がった、なら、また来年もあるか分かれへんじゃないですか。事実だけを言ってください、下がったのは下がったでしょう。

○南委員長 ちょっと待って、答弁。答弁ありませんか。
なかったら、西川委員。

○西川委員 市長はどうしてもこの施設を残していきたいと言っていますよね。

市長、僕、今、食事に行っておる間に何人か僕の携帯に連絡くれましたけど、市長、古道の湯、行かれました、何回か。

○加藤市長 夢古道は何回も行っています。

○西川委員 何か感じたことはありませんか、普通の温浴施設と。

○加藤市長 普通の温浴施設ですね。だから、要するに私は海洋深層水に何度もあそこの夢古道の湯、入らせてもらいました。

○西川委員 僕は見た目では普通の水と海洋深層水の違いは分らないのですが、今さっき僕に電話をくれた市民の方は、衛生観念がなっていないから、もうあそこには行かないという方が2名いました。それはどういうことですかと聞いたら、サウナ室のタオルはびしょびしょでも換えない。床がぬれていても、掃除はしない。そういう衛生観念が行き届いていないから、リピーターがいなくなって、客が減って、赤字へみて直行するんじゃないかなというのも一つのあれですよ。それをわざわざ、電話かけてきてくれたんだから、うそではないと思いますよ、そういうのは。それは会社側の企業努力というんでしょうか、それは怠慢ですよ。

市長はたまに行かれるのであったら、毎日行ってやってくださいよ、売上げ、あれするのに。

レジオネラ菌を出すようなこととか、もともと僕は大衆浴場は行きませんが、レジオネラ菌、その前に一悶着ありましたよね、あそこは。そういういわくつきのところは行かんもんで、もしどうしても市長があれを存続させたいというのであれば、僕ではなく、市民を納得するような答弁をお願いします。

○加藤市長　まず、温浴施設というのは唯一の温浴施設で、今やはりそれに対する観光客の皆様方あるいは旅行される方々については、やっぱり温浴ということについては非常に興味深い。これは何とか維持していかなくちゃならないと。

先ほど西川委員のおっしゃったそういう衛生管理の面、云々どうのこうのというものについては、これがこうであったらやっぱり問題あります。やはりこれは企業努力として、企業努力というのは、企業として当たり前の話で、やっていかなくちゃならない。

その辺のところはきちんと衛生管理から、要するに入ってもらう方に気持ちよく入ってもらって、リピート、続けてもらう、これ非常に重要な話ですので、これはきちんとやっぱりチェックしながら今後の対応ということをきちんと考えていきたいと、やっていきたいと思っております。

○西川委員　市民から注意されるようなことで、市長も知らないこともたくさんあるんですよ。それをやりたいからやりたいからって、ねえ、市長はお孫さんが見えられたら、これを買ってほしいから買ってほしいからって全て買い与えるタイプなんですか。自分でアルバイトして、頑張ってお小遣いためて買えよというタイプではないんですね、そうなるよ。

何でもやりたい、何でもやりたい、いや、それで皆さん納得するんでしょうかね。そこだけ気になりますけど。

○加藤市長　確かに今、要するにその事業としては衰退しているということは私も理解しています。皆さん方も理解している。しかし、それをやっぱり盛り上げていかなくちゃならない。

何といっても唯一なんです。あそこの湯はやっぱり尾鷲市として結構な投資をしております。それを維持してもう一度復活させるために、観光施設の大きな柱の一つとしてもっともっと復活させていきたい。今までの要するにマイナスの分については、きちんとやっぱりやっていかなくちゃならない。だから、さっきの衛生管理面、要するにリピートを増やしてもらうためには、もっともっとおもてなしの気持

ちと態度というのを示していかなきゃならない。

そういったことも含めて、やはり夢古道の湯というものについては、尾鷲にとっては非常に武器であると私は認識しておりますので、そういう批判に対してはどんどんどんどん改善していかなきゃならないと、このように思っております。

○西川委員　尾鷲市のための武器とおっしゃいましたが、市長、もろ刃の剣には気をつけてくださいね。

○南委員長　答弁は要りませんか。

○西川委員　要りません。

○南委員長　他にございませんか。

○内山委員　まず一つ、1点。

私はバイキングのほうで長いこと勤めさせてもらっておったんやけれども、そのときに浄化槽の問題、あそこは浄化槽がすごく小さいんですよ。だから、ランニングコストがすごくかかっておって、多分年間すごいお金、四、五百万ぐらいかかっておるんじゃないかなと思うんですよ。それをたしか、話したことがあるんですよ、働いているときに。

そのあれが浄化槽の点検、それが年間にかかる費用というのは多分どういう、どこから、多分会社のほうであそこから出ておるんじゃないのかな、夢古道じゃない、指定管理の中から、違うのかな。

指定管理やよね、たしか。たしかそんな話をして、すごく、え一つ、そんなにかかるんという話したことあるんですよ。

だから、多分燃料費とかそんなのはここには入れないんやと思う、最初から。じゃないかなと今感じたんやけれども、まず、それが1点ね。それがもっと安かったら、また違う感じになって、最初からそういうような浄化槽やったで、すごくマイナーやね、ランニングコストがかかっていくんやで。まずそこが1点の話。

それで、次の話は、中村委員も委員長も言われたように、ちゃんと協定書をきちんと書いて、直して、それから、指定管理のほうに上乘せするという形で出してくれたら一番いいんじゃないかなと思うんですけども、そういう話やよね。そこで、まずそこを先にしてください。よろしくお願いします。

それから、今これ西川委員さんの方からいろいろ苦情あるんですけども、私もずっと、今は違いますけれども、結構通っていたんですね、お風呂、サウナも。やっぱりそういった苦情は言ったらすぐに対応してくれます、あそこは。これこれこんなので汚いでと言ったら、もうすぐに対応してくれるで、みんなで温浴施設をよ

くしていくという気持ちをやっぱりつくっていくというのが一番大事なことなんじゃないかなと思うので、どんどんどんどん、ここはあかん、ここはあかんというのは、あそここのところにアンケート用紙でもええし、直接言ってもええし、多分それはすごく対応してくれますよ。

私はそう思っておるもので、尾鷲の人たち、市民のみんながよくしていこうという、そういうような方向性にやっぱり持っていかなあかんと思うので、やっぱりそこが、それがないと、幾ら市長が一生懸命頑張っても、全体で盛り上がっていかなあかで、そこだけ、全員が、市民全体がやっぱりあそこを観光起点にしていこうって、そういうような思惑ができるようなやっぱり商工観光、応援をやってほしいです。要望です。

○下村副市長　衛生管理面につきましては、サービス以前の問題でございます。やはりこうした意見があるということを会社としても真摯に受け止めて改善すべきことであると思いますが、何度も言いますが、衛生管理については本当にサービス以前の問題で、当然会社として取り組むべき第一の仕事であることですので、この辺は会社役員のほうにもきちっとこういう意見があったということを報告させていただくとともに、やはり会社として支援を求めるのであれば、こういう苦情がないようにしてもらわんと我々も大変困るということは常々言わせていただいておりますので、改めて役員の方とも協議させていただきます。

○中里副委員長　先ほどの皆さんがおっしゃっておいりましたちょっと根本の話なんですけれども、指定管理という形がやっぱりちょっとすごい今、その形でやっていくというのがかなり問題がある状況に来ているのかなと思っております。

以前にも課長補佐にも伝えた決算書を見せていただきたいというのが、指定管理という形があるので難しい状況、ここを出していただくというのは難しいとおっしゃっておいまして、やっぱりメリット、デメリットが指定管理の形にはあるところに、今協議中、その形をどうしていくかを協議中とおっしゃっておいしましたが、それはいつまでにどうするという何か目標はございますか。

○世古商工観光課長補佐兼係長　先ほど出ていました対象経費の光熱費につきましては、先ほども申し上げましたように、議会までに間に合うようにということで準備を進めさせていただきます。

それ以外の部分の内容の精査につきましては、次回の指定管理の募集までには一応精査させていただいて、どの形がいいのかというのを決めていきたいというふうに考えております。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

今回は、株式会社熊野古道おわせからの要望を受けての市の方向性ということ、今日は審査させていただいたんですけれども、恐らく補正予算かあたりで予算計上されると予測をしております。定例会に議案として上がってきた以上は、根拠を持ってしっかりと議論に耐えられる説明をしていただきたいと思います。

それと、指定管理のもので聖光園、文化会館、斎場、夢古道おわせと四つの指定管理が尾鷲市はあるわけなんですけれども、それぞれの形態がやり方が違うんですよね。

そういった意味で、今後の7年度の指定管理に向かっても直営でいくのか、それとも指定管理でいくのであれば、このような見直しと改善を図ってやるんだというようなことも明確にすることを併用しながら指定管理の方向を位置づけていただきたいと強く要望をいたしておきます。

それと、今サウナのほうの修繕のことでありましたけれども、写真つけていただきましたけれども、この修繕のために2月27日から3月1日まで、営業のほうは休ませていただくということを報告させていただきまして、当委員会を終了いたします。

長時間にわたりありがとうございました。

(午後 2時33分 閉会)